工　事　設　計　書

工事設計書のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
横浜国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）
工事地名	神奈川県横須賀市夏島町地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 2月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 2月
２）	事務所名	横浜国道事務所　工務課	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	1234123412	１４）	単価適用年月	2026年 5月
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	１５）	歩掛適用年月	2026年 5月
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	道路改良工事	１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量		１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	142日間　自　令和 8年 6月12日	１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和 8年10月31日	２０）	現場管理費対象額	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	神奈川県	２２）	処 分 費 等	67,721,125
１０）	地　　区	横須賀地区	２３）	公 告 日	令和 8年 4月 9日
１１）	河川・路線	一般国道３５７号	２４）	入 札 締 切 日	年 月 日

３．予算科目

1）　予算科目：	2）　目：	3）　目の細分：	4）　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）　　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良		式	1		167,762,045			
ｶﾙﾊﾞｰﾄ工		式	1		122,206,752			
作業土工		式	1		2,229,084			
床掘り (1)	土砂 A領域	m3	250	346.3	86,575			単-1号
床掘り (2)	土砂 B領域	m3	690	566.1	390,609			単-2号
埋戻し 【改良土置換え】(1)	RC-40 W1＜1.0m	m3	140	5,369	751,660			単-3号
埋戻し 【改良土置換え】(2)	RC-40 1.0≦W＜4.0m	m3	50	3,966	198,300			単-4号
埋戻し 【改良土置換え】(3)	RC-40 W≧4.0m	m3	230	2,974	684,020			単-5号
基面整正		m2	220	536	117,920			単-6号
残土処理工		式	1		[redacted]			
積込(ﾙｰｽﾞ) 【現場】	土砂 土量50,000m3未満	m3	940	259.2	243,648			単-7号
土砂等運搬 【現場～東洋埠頭】	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	940	6,315	5,936,100			単-8号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）　　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
残土等処分	汚染土	m3	940	[redacted]				単-9号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工		式	1		46,117,920			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (1)	内幅 2.5m 内高 1.7 m	m	28	237,200	6,641,600			単-10号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (2)	内幅 3.3m 内高 1.7 m	m	29	1,344,000	38,976,000			単-11号
ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)(高炉)	m3	16	31,270	500,320			単-12号
排水構造物工		式	1		3,886,640			
管渠工		式	1		669,100			
管渠	VU管 Φ600	m	2	198,400	396,800			単-13号
ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ据付	φ500 VU管据付含む 再利用	基	1	272,300	272,300			単-14号
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式	1		3,217,540			
特殊ﾏﾝﾎｰﾙ	No.2人孔 24-12-25(20)(高炉) T-25	箇所	1	3,155,000	3,155,000			単-15号
ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)(高炉)	m3	2	31,270	62,540			単-16号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）　　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
構造物撤去工		式	1		379,560			
排水構造物撤去工		式	1		315,524			
柵渠撤去		m	21	3,944	82,824			単-17号
ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ撤去	φ500 VU管撤去含む 再利用	基	1	232,700	232,700			単-18号
運搬処理工		式	1		64,036			
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	7	3,273	22,911			単-19号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	7	5,875	41,125			単-20号
仮設工		式	1		41,289,093			
路面覆工		式	1		6,593,098			
覆工板･覆工板受桁 (1)	SS400 設置	m2	134	30,980	4,151,320			単-21号
覆工板･覆工板受桁 (2)	SS400　賃料	m2	193	6,840	1,320,120			単-22号
覆工板･覆工板受桁 (3)	SS400　賃料	m2	142	7,899	1,121,658			単-23号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）　　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土留･仮締切工		式	1		27,282,370			
鋼矢板 (1)	III型 平均鋼矢板長さ 8m 鋼矢板打込長 7.5m 平均鋼矢板引抜長 0m	枚	177	114,100	20,195,700			単-24号
鋼矢板 (2)	III型 平均鋼矢板長さ 7.5m 鋼矢板打込長 0m 平均鋼矢板引抜長 7m	枚	19	16,700	317,300			単-25号
鋼矢板 (3)	III型 平均鋼矢板長さ 7.5m 賃料	枚	377	8,440	3,181,880			単-26号
切梁･腹起し		t	40.5	88,580	3,587,490			単-27号
作業ﾔｰﾄﾞ整備工		式	1		4,589,925			
敷鉄板 (1)	22×1,524×6,096(mm) 撤去	m2	427	224.5	95,861			単-28号
敷鉄板 (2)	22×1,524×3,048(mm) 撤去	m2	33	224.5	7,408			単-29号
敷鉄板 (3)	22×1,524×6,096(mm) 設置･撤去	m2	1,886	1,899	3,581,514			単-30号
敷鉄板 (4)	22×1,524×3,048(mm) 設置･撤去	m2	483	1,874	905,142			単-31号
交通管理工		式	1		2,823,700			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）　　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員	B	人日	151	18,700	2,823,700			単-32号
直接工事費		式	1		167,762,045			
共通仮設費		式	1		22,503,957			
共通仮設費		式	1		4,247,957			
運搬費		式	1		1,599,957			
建設機械運搬費		台	1	85,600	85,600			単-33号
仮設材運搬費		t	257.5	5,881	1,514,357			単-34号
現場環境改善費（率計上）		式	1		2,648,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		18,256,000			
純工事費		式	1		190,266,002			
現場管理費		式	1		58,944,000			
工事原価		式	1		249,210,002			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）　　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
一般管理費等		式	1		31,879,998			
工事価格		式	1		281,090,000			
消費税相当額		式	1		28,109,000			
工事費計		式	1		309,199,000			

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	床掘り (1)	土砂 A領域	単位	m3	数量	1	単価	346.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂 標準 自立式 無し	ｍ３	1	346.3	346.3	
計					346.3	
単価					346.3	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	床掘り (2)	土砂 B領域	単位	m3	数量	1	単価	566.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂 標準 切梁腹起式 有り	ｍ３	1	566.1	566.1	
計					566.1	
単価					566.1	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	埋戻し 【改良土置換え】(1)	RC-40 W1＜1.0m	単位	m3	数量	1	単価	5,369

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	ｍ３	1	3,579	3,579	
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	1.26	1,420	1,789.2	
計					5,368.2	
単価					5,369	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	埋戻し 【改良土置換え】(2)	RC-40 1.0≦W＜4.0m	単位	m3	数量	1	単価	3,966

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	ｍ３	1	2,176	2,176	
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	1.26	1,420	1,789.2	
計					3,965.2	
単価					3,966	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	埋戻し 【改良土置換え】(3)	RC-40 W≧4.0m	単位	m3	数量	1	単価	2,974

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	最大埋戻幅4m以上	ｍ３	1	1,184	1,184	
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	1.26	1,420	1,789.2	
計					2,973.2	
単価					2,974	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	基面整正		単位	m2	数量	1	単価	536

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基面整正		ｍ２	1	536	536	
計					536	
単価					536	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	積込(ﾙｰｽﾞ) 【現場】	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	259.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	ｍ３	1	259.2	259.2	
計					259.2	
単価					259.2	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	土砂等運搬 【現場～東洋埠頭】	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	6,315

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 60.0km以下	ｍ３	1	6,315	6,315	
計					6,315	
単価					6,315	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	残土等処分	汚染土	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
残土等処分		ｍ３	1	[redacted]		
【Cl(塩素):0.32% ｶﾞﾗ混り有り】						
【運搬は東洋埠頭(海上運搬含む)～処分場まで】						
【東洋埠頭での積込費を含む】						
計					[redacted]	
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (1)	内幅 2.5m 内高 1.7m	単位	m	数量	28.2	単価	237,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【工事費】						
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材・均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1500 標準型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	m	10.5	64,830	680,715	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材・均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1500 開口型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	m	6	64,830	388,980	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材・均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1053 短尺型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	m	1.1	70,640	77,704	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材・均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1365 短尺型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	m	1.4	68,540	95,956	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材・均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×750 短尺型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	m	1.5	81,110	121,665	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材・均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1012 短尺型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	m	1	70,640	70,640	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材・均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×794 短尺型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	m	0.8	81,110	64,888	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材・均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1184/710 片斜型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	m	4.7	70,640	332,008	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材・均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1450/976 片斜型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	m	1.2	70,020	84,024	
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 各種 10m3以上100m3未満 養生無し 延長無し 全ての費用	m３	16.6	29,580	491,028	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (1)	内幅 2.5m 内高 1.7m	単位	m	数量	28.2	単価	237,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	11.6	5,535	64,206	
基礎砕石	22.5cmを超え27.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	82.8	2,153	178,268.4	
【材料費】						
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 2500×1700×1500 標準 ｼｰﾙ材含む	個	1	1,820,000	1,820,000	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 2500×1700×794 短尺型 ｼｰﾙ材含む	個	1	1,690,000	1,690,000	
高弾性接着剤（材料費）	TB工法	ｋｇ	52	5,930	308,360	
ｼﾞｮｲﾝﾄﾊﾞｰ（材料費）	TB工法	本	96	270	25,920	
ｼﾞｮｲﾝﾄﾊﾟｯｷﾝ（材料費）	TB工法	個	96	71.6	6,873.6	
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌﾟﾚｰﾄ（材料費）	TB工法	枚	96	123	11,808	
ｿｹｯﾄ（材料費）	TB工法	個	192	640	122,880	
ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ材（材料費）	TB工法 5×15	m	197	266	52,402	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (1)	内幅 2.5m 内高 1.7m	単位	m	数量	28.2	単価	237,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【材料費】（支給品）						
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 2500×1700×1500 標準 ｼｰﾙ材含む	個	6	1,820,000	0	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 2500×1700×1500 頂版開口 φ256 ｼｰﾙ材含む	個	1	1,830,000	0	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 2500×1700×1500 頂版開口 φ600 ｼｰﾙ材含む	個	1	1,880,000	0	
6-足掛金具含む						
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 2500×1700×1500 側壁開口 φ690 ｼｰﾙ材含む	個	1	1,850,000	0	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 2500×1700×1500 側壁開口 φ580 ｼｰﾙ材含む	個	1	1,850,000	0	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 2500×1700×1053 短尺型 ｼｰﾙ材含む	個	1	2,010,000	0	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 2500×1700×1365 短尺型 ｼｰﾙ材含む	個	1	2,390,000	0	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 2500×1700×750 短尺型 ｼｰﾙ材含む	個	2	1,640,000	0	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 2500×1700×1012 短尺型 ｼｰﾙ材含む	個	1	1,960,000	0	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (1)	内幅 2.5m 内高 1.7m	単位	m	数量	28.2	単価	237,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 2500×1700×1184/710 斜切型 ｼｰﾙ材含む	個	5	2,240,000	0	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 2500×1700×1450/976 斜切型 ｼｰﾙ材含む	個	1	2,570,000	0	
計					6,688,326	
単価					237,200	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (2)	内幅 3.3m 内高 1.7m	単位	m	数量	29.1	単価	1,344,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【工事費】						
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 3300×1700×1500 標準型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	m	27	78,230	2,112,210	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 3300×1700×600 短尺型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	m	0.6	92,590	55,554	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 3300×1700×1500 開口型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	m	1.5	78,230	117,345	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 各種 10m3以上100m3未満 養生無し 延長無し 全ての費用	m３	23.3	29,580	689,214	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	m２	13.2	5,535	73,062	
基礎砕石	22.5cmを超え27.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	116.4	2,153	250,609.2	
【材料費】						
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 3300×1700×1500 標準 ｼｰﾙ材含む	個	13	2,540,000	33,020,000	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 3300×1700×600 短尺型 ｼｰﾙ材含む	個	1	2,030,000	2,030,000	
高弾性接着剤（材料費）	TB工法	ｋｇ	86.4	5,930	512,352	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (2)	内幅 3.3m 内高 1.7m	単位	m	数量	29.1	単価	1,344,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｼﾞｮｲﾝﾄﾊﾞｰ（材料費）	TB工法	本	80	270	21,600	
ｼﾞｮｲﾝﾄﾊﾟｯｷﾝ（材料費）	TB工法	個	80	71.6	5,728	
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌﾟﾚｰﾄ（材料費）	TB工法	枚	80	123	9,840	
ｿｹｯﾄ（材料費）	TB工法	個	160	640	102,400	
ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ材（材料費）	TB工法 5×25	m	196.4	416	81,702.4	
【材料費】（支給品）						
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 3300×1700×1500 標準 ｼｰﾙ材含む	個	5	2,540,000	0	
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ（材料費）	RC 3300×1700×1500 頂版開口 φ256 ｼｰﾙ材含む	個	1	2,550,000	0	
計					39,081,616.6	
単価					1,344,000	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	31,270

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 18-8-25(高炉) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	m３	1	31,270	31,270	
計					31,270	
単価					31,270	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	管渠	VU管 Φ600	単位	m	数量	1.7	単価	198,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
管渠設置	VU管 Φ600	m	1.7	198,400	337,280	
計					337,280	
単価					198,400	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ据付	φ500 VU管据付含む 再利用	単位	基	数量	1	単価	272,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ据付	φ500 VU管据付含む 再利用	基	1	272,300	272,300	
計					272,300	
単価					272,300	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	特殊ﾏﾝﾎｰﾙ	No.2人孔 24-12-25(20)(高炉) T-25	単位	箇所	数量	1	単価	3,155,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	17.5cmを超え20.0cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	20.2	1,550	31,310	
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 24-12-25(20)(高炉) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し	m３	22.4	31,700	710,080	
鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D16～D25 標準	t	2.781	125,600	349,293.6	
鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D13 標準	t	0.055	152,700	8,398.5	
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	m２	79.3	10,940	867,542	
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物(合板円形型枠使用)	m２	3.6	14,780	53,208	
蓋設置	200kgを超え800kg以下	組	1	5,891	5,891	
足場工	単管足場 必要 標準	掛m２	25.4	5,523	140,284.2	
パイプサポート支保・くさび結合支保	ﾊﾟｲﾌﾟｻﾎﾟｰﾄ支保 V≦40空m3 f≦40kN/m2[t≦120cm]	空m３	23.1	5,760	133,056	
ﾏﾝﾎｰﾙ蓋 (材料費)	T-25 親子蓋 φ600 φ900	組	1	816,000	816,000	
調整ﾘﾝｸﾞ (材料費)	900×100	個	1	27,900	27,900	

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	特殊ﾏﾝﾎｰﾙ	No.2人孔 24-12-25(20)(高炉) T-25	単位	箇所	数量	1	単価	3,155,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
足掛金物 (材料費)	RC17.5L-200 現場打用 φ19	個	7	1,700	11,900	
計					3,154,863.3	
単価					3,155,000	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	31,270

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 18-8-25(高炉) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	ｍ３	1	31,270	31,270	
計					31,270	
単価					31,270	円／m3

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	柵渠撤去		単位	m	数量	10	単価	3,944

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	ｍ３	3.3	11,950	39,435	
計					39,435	
単価					3,944	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ撤去	φ500 VU管撤去含む 再利用	単位	基	数量	1	単価	232,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ撤去	φ500 VU管撤去含む 再利用撤去	基	1	232,700	232,700	
計					232,700	
単価					232,700	円／基

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,273

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 18.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,273	3,273	
計					3,273	
単価					3,273	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	5,875

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	5,875	5,875	
計					5,875	
単価					5,875	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	覆工板･覆工板受桁 (1)	SS400 設置	単位	m2	数量	134	単価	30,980

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
覆工板・覆工板受桁設置・撤去(設置面積700m2以下)	設置 標準(1.0)	ｍ２	134	6,446	863,764	
覆工板設置・撤去		ｍ２	134	2,085	279,390	
覆工板賃料	覆工板(鋼製 補強型) 4.3月 有 4.3月 無	ｍ２	134	4,558	610,772	
H形鋼(中古品)	H-414×405×18×28	t	14	101,000	1,414,000	
溝形鋼	大形　ＳＳ４００　１３×３８０×１００	t	8.4	117,000	982,800	
計					4,150,726	
単価					30,980	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	覆工板･覆工板受桁 (2)	SS400　賃料	単位	m2	数量	193	単価	6,840

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
覆工板設置・撤去		m２	193	2,085	402,405	
覆工板賃料	覆工板(鋼製 補強型) 7.6月 有 15.8月 無	m２	156	5,814	906,984	
受桁及び桁受賃料	H-300×300×10×15 供用229日 総供用日475日	t	0.5	21,420	10,710	
計					1,320,099	
単価					6,840	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	覆工板･覆工板受桁 (3)	SS400　賃料	単位	m2	数量	1	単価	7,899

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
覆工板設置・撤去		ｍ２	1	2,085	2,085	
覆工板賃料	覆工板(鋼製 補強型) 7.6月 有 12.4月 無	ｍ２	1	5,814	5,814	
計					7,899	
単価					7,899	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	鋼矢板 (1)	III型 平均鋼矢板長さ 8m 鋼矢板打込長 7.5m 平均鋼矢板引抜長 0m	単位	枚	数量	177	単価	114,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板圧入（５０＜Ｎｍａｘ≦６００）	100<Nmax≦180 III型 9m以下	枚	177	98,340	17,406,180	
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	圧入(50<Nmax≦180) III型 陸上	回	3	481,900	1,445,700	
鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	III型 8m/枚 180日 有 180日 無	枚	177	7,558	1,337,766	
計					20,189,646	
単価					114,100	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	鋼矢板 (2)	III型 平均鋼矢板長さ 7.5m 鋼矢板打込長 0m 平均鋼矢板引抜長 7m	単位	枚	数量	1	単価	16,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板引抜き	陸上 III型 9m以下	枚	1	8,728	8,728	
鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	III型 7.5m/枚 48日 有 150日 有 3650円 無 1回	枚	1	7,965	7,965	
計					16,693	
単価					16,700	円／枚

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	鋼矢板 (3)	III型 平均鋼矢板長さ7.5m 賃料	単位	枚	数量	377	単価	8,440

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	III型 7.5m/枚 229日 有 454日 無	枚	192	7,934	1,523,328	
鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	III型 7.5m/枚 229日 有 294日 無	枚	185	8,965	1,658,525	
計					3,181,853	
単価					8,440	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	切梁･腹起し		単位	t	数量	1	単価	88,580

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
切梁・腹起し設置・撤去	設置 無 標準(1.0)	t	1.26	38,100	48,006	
山留材賃料	無 180日 有 180日 無 無 有 330000円 1回/現場	t	1	40,570	40,570	
計					88,576	
単価					88,580	円／t

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	敷鉄板 (1)	22×1,524×6,096(mm) 撤去	単位	m2	数量	1	単価	224.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷鉄板設置・撤去	撤去	ｍ２	1	224.5	224.5	
計					224.5	
単価					224.5	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	敷鉄板 (2)	22×1,524×3,048(mm) 撤去	単位	m2	数量	1	単価	224.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷鉄板設置・撤去	撤去	ｍ２	1	224.5	224.5	
計					224.5	
単価					224.5	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	敷鉄板 (3)	22×1,524×6,096(mm) 設置･撤去	単位	m2	数量	1,886	単価	1,899

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 229日 有 229日 無	枚	203	17,640	3,580,920	
計					3,580,920	
単価					1,899	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	敷鉄板 (4)	22×1,524×3,048(mm) 設置･撤去	単位	m2	数量	483	単価	1,874

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷鉄板賃料	22×1,524×3,048(mm) 無 229日 有 229日 無	枚	104	8,702	905,008	
計					905,008	
単価					1,874	円／m2

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	交通誘導警備員	B	単位	人日	数量	1	単価	18,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	18,700	18,700	
計					18,700	
単価					18,700	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－33号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	85,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車による運搬（１車１回）	油圧式杭圧入引抜機 鋼矢板II･III･IV型用 18.1km 無 有 14600円	台	1	85,600	85,600	
計					85,600	
単価					85,600	円／台

１次単価表

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－34号	仮設材運搬費		単位	t	数量	257.5	単価	5,881

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【往路】						
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬	北海道・東北・関東・北陸・中部 18.1km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	169.57	4,380	742,716.6	
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	t	169.57	1,500	254,355	
【復路】						
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬	北海道・東北・関東・北陸・中部 18.1km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	87.97	4,380	385,308.6	
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	t	87.97	1,500	131,955	
計					1,514,335.2	
単価					5,881	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1500 標準型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	単位	m	数量	10	単価	64,830

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.75	34,800	60,900	
特殊作業員		人	7	30,900	216,300	
普通作業員		人	5.25	26,800	140,700	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力５０ｔ吊	日	1.75	92,000	161,000	
諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		69,400	
計					648,300	
単価					64,830	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1500 開口型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	単位	m	数量	10	単価	64,830

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.75	34,800	60,900	
特殊作業員		人	7	30,900	216,300	
普通作業員		人	5.25	26,800	140,700	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力５０ｔ吊	日	1.75	92,000	161,000	
諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		69,400	
計					648,300	
単価					64,830	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1053 短尺型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	単位	m	数量	10	単価	70,640

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.89	34,800	65,772	
特殊作業員		人	7.56	30,900	233,604	
普通作業員		人	5.67	26,800	151,956	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力５０ｔ吊	日	1.89	92,000	173,880	
諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		81,188	
計					706,400	
単価					70,640	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1365 短尺型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	単位	m	数量	10	単価	68,540

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.85	34,800	64,380	
特殊作業員		人	7.4	30,900	228,660	
普通作業員		人	5.55	26,800	148,740	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力５０ｔ吊	日	1.85	92,000	170,200	
諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		73,420	
計					685,400	
単価					68,540	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×750 短尺型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	単位	m	数量	10	単価	81,110

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.17	34,800	75,516	
特殊作業員		人	8.68	30,900	268,212	
普通作業員		人	6.51	26,800	174,468	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力５０ｔ吊	日	2.17	92,000	199,640	
諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		93,264	
計					811,100	
単価					81,110	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1012 短尺型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	単位	m	数量	10	単価	70,640

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.89	34,800	65,772	
特殊作業員		人	7.56	30,900	233,604	
普通作業員		人	5.67	26,800	151,956	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力５０ｔ吊	日	1.89	92,000	173,880	
諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		81,188	
計					706,400	
単価					70,640	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×794 短尺型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	単位	m	数量	10	単価	81,110

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.17	34,800	75,516	
特殊作業員		人	8.68	30,900	268,212	
普通作業員		人	6.51	26,800	174,468	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力５０ｔ吊	日	2.17	92,000	199,640	
諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		93,264	
計					811,100	
単価					81,110	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1184/710 片斜型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	単位	m	数量	10	単価	70,640

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.89	34,800	65,772	
特殊作業員		人	7.56	30,900	233,604	
普通作業員		人	5.67	26,800	151,956	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力５０ｔ吊	日	1.89	92,000	173,880	
諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		81,188	
計					706,400	
単価					70,640	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 2500×1700×1450/976 片斜型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	単位	m	数量	10	単価	70,020

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.89	34,800	65,772	
特殊作業員		人	7.56	30,900	233,604	
普通作業員		人	5.67	26,800	151,956	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力５０ｔ吊	日	1.89	92,000	173,880	
諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		74,988	
計					700,200	
単価					70,020	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 3300×1700×1500 標準型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	単位	m	数量	10	単価	78,230

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.85	34,800	64,380	
特殊作業員		人	7.4	30,900	228,660	
普通作業員		人	7.4	26,800	198,320	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力６５ｔ吊	日	1.85	112,000	207,200	
諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		83,740	
計					782,300	
単価					78,230	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 3300×1700×600 短尺型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	単位	m	数量	10	単価	92,590

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.17	34,800	75,516	
特殊作業員		人	8.68	30,900	268,212	
普通作業員		人	8.68	26,800	232,624	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力６５ｔ吊	日	2.17	112,000	243,040	
諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		106,508	
計					925,900	
単価					92,590	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ設置（基礎材･均しCo含まず）	TB工法 3300×1700×1500 開口型 敷ﾓﾙﾀﾙ含む	単位	m	数量	10	単価	78,230

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.85	34,800	64,380	
特殊作業員		人	7.4	30,900	228,660	
普通作業員		人	7.4	26,800	198,320	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力６５ｔ吊	日	1.85	112,000	207,200	
諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		83,740	
計					782,300	
単価					78,230	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	管渠設置	VU管 Φ600	単位	m	数量	1.7	単価	198,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2	34,800	69,600	
普通作業員		人	4	26,800	107,200	
型わく工		人	2	32,700	65,400	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	通称２ｔ積級	供用日	1	6,490	6,490	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	タイヤ(供用日当り)	供用日	1	307	307	
管渠（材料費）	VU管 Φ600	m	1.7	25,500	43,350	
生コンクリート　高炉	１８－８－２５（２０）	ｍ３	0.23	23,300	5,359	
型枠用合板	ＪＡＳ　板面品質Ｂ－Ｃ　１２×９００×１８００	枚	2	1,740	3,480	
諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		36,114	
計					337,300	
単価					198,400	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ据付	φ500 VU管据付含む 再利用	単位	基	数量	1	単価	272,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2	34,800	69,600	
普通作業員		人	4	26,800	107,200	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	通称２ｔ積級	供用日	2	6,490	12,980	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	タイヤ(供用日当り)	供用日	2	307	614	
VU管（材料費）	Φ500	m	0.7	17,000	11,900	
VU管Φ500接手（材料費）		個	1	45,300	45,300	
諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		24,706	
計					272,300	
単価					272,300	円／基

参考資料（1）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D16～D25 標準	単位	t	数量	1	単価	125,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D16～D25 標準	t	1	125,600	125,600	
計					125,600	
単価					125,600	円／t

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価	152,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D13 標準	t	1	152,700	152,700	
計					152,700	
単価					152,700	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場工	単管足場 必要 標準	単位	掛ｍ２	数量	100	単価	5,523

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.9	34,800	66,120	
とび工		人	8.4	33,100	278,040	
普通作業員		人	1.8	26,800	48,240	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.8	53,200	42,560	
諸雑費（率＋まるめ） 27%		式	1		117,340	
計					552,300	
単価					5,523	円／掛ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パイプサポート支保・くさび結合支保	ﾊﾟｲﾌﾟｻﾎﾟｰﾄ支保 V≦40空m3 f≦40kN/m2[t≦120cm]	単位	空ｍ３	数量	100	単価	5,760

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.9	34,800	100,920	
型わく工		人	5.3	32,700	173,310	
とび工		人	2.5	33,100	82,750	
普通作業員		人	5.7	26,800	152,760	
諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		66,260	
計					576,000	
単価					5,760	円／空ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	ｍ３	数量	1	単価	11,950

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物	昼間　機械施工　制約無	ｍ３	1	11,950.9	11,950	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					11,950	
単価					11,950	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	フﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ撤去	φ500 VU管撤去含む 再利用撤去	単位	基	数量	1	単価	232,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2	34,800	69,600	
普通作業員		人	4	26,800	107,200	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	通称２ｔ積級	供用日	2	6,490	12,980	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	タイヤ(供用日当り)	供用日	2	307	614	
空気圧縮機［定置式・モータ駆動・スクリュ型］	１１．０～１２．４ｍ３／ｍｉｎ	供用日	2	6,020	12,040	
諸雑費（率＋まるめ） 15%		式	1		30,266	
計					232,700	
単価					232,700	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	5,875

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻（無筋）神奈川-8 環境衛生管理㈱	ｍ３	100	5,875	587,500	
計					587,500	
単価					5,875	円／ｍ３

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	覆工板・覆工板受桁設置・撤去(設置面積700m2以下)	設置 標準(1.0)	単位	ｍ２	数量	100	単価	6,446

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
覆工板・覆工板受桁設置(覆工板設置面積700m2以下)	標準(1.0)	ｍ２	100	6,446	644,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					644,600	
単価					6,446	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	覆工板賃料	覆工板(鋼製 補強型) 4.3月 有 4.3月 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	4,558

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
覆工板	鋼製　補強型	ｍ２	1	4,558	4,558	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,558	
単価					4,558	円／ｍ２

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	覆工板賃料	覆工板(鋼製 補強型) 7.6月 有 15.8月 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	5,814

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
覆工板	鋼製　補強型	ｍ２	1	5,814	5,814	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					5,814	
単価					5,814	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	受桁及び桁受賃料	H-300×300×10×15 供用229日 総供用日475日	単位	t	数量	1	単価	21,420

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
H形鋼（山留主部材）	２５０～４００型（８０～２００ｋｇ／ｍ）	t	1	21,420	21,420	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					21,420	
単価					21,420	円／ｔ

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	覆工板賃料	覆工板(鋼製 補強型) 7.6月 有 12.4月 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	5,814

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
覆工板	鋼製　補強型	ｍ２	1	5,814	5,814	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					5,814	
単価					5,814	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板圧入（５０＜Ｎｍａｘ≦６００）	100<Nmax≦180 III型 9m以下	単位	枚	数量	10	単価	98,340

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.333	34,800	46,388	
特殊作業員		人	1.333	30,900	41,189	
とび工		人	2.667	33,100	88,277	
油圧式杭圧入引抜機運転	圧入(50<Nmax≦180) III型	日	1.333	344,700	459,485	
ラフテレーンクレーン運転	50～51t吊 排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)	日	1.333	148,600	198,083	
諸雑費（率＋まるめ） 18%		式	1		149,978	
計					983,400	
単価					98,340	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機据付・解体	圧入(50<Nmax≦180) III型 陸上	単位	回	数量	1	単価	481,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.1	34,800	38,280	
特殊作業員		人	1.1	30,900	33,990	
とび工		人	2.19	33,100	72,489	
油圧式杭圧入引抜機運転	圧入(50<Nmax≦180) III型	日	0.59	344,700	203,373	
ラフテレーンクレーン運転	50～51t吊 排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)	日	0.9	148,600	133,740	
諸雑費（まるめ）		式	1		28	
計					481,900	
単価					481,900	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	III型 8m/枚 180日 有 180日 無	単位	枚	数量	1	単価	7,558

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板（本矢板）	３型（６０ｋｇ／ｍ）	t	0.48	15,747	7,558	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					7,558	
単価					7,558	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板引抜き	陸上 III型 9m以下	単位	枚	数量	10	単価	8,728

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.213	34,800	7,412	
特殊作業員		人	0.213	30,900	6,581	
とび工		人	0.426	33,100	14,100	
油圧式杭圧入引抜機運転	引抜き III型	日	0.213	180,300	38,403	
ラフテレーンクレーン運転	25t吊 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	日	0.213	97,200	20,703	
諸雑費（率＋まるめ） 0.1%		式	1		81	
計					87,280	
単価					8,728	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	III型 7.5m/枚 48日 有 150日 有 3650円 無 1回	単位	枚	数量	1	単価	7,965

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板（本矢板）	３型（６０ｋｇ／ｍ）	t	0.45	4,560	2,052	
鋼矢板　修理費及び損耗費		t	0.45	13,140	5,913	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					7,965	
単価					7,965	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	III型 7.5m/枚 229日 有 454日 無	単位	枚	数量	1	単価	7,934

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板（本矢板）	３型（６０ｋｇ／ｍ）	t	0.45	17,633	7,934	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					7,934	
単価					7,934	円／枚

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	III型 7.5m/枚 229日 有 294日 無	単位	枚	数量	1	単価	8,965

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板（本矢板）	３型（６０ｋｇ／ｍ）	t	0.45	19,923	8,965	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,965	
単価					8,965	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	切梁・腹起し設置・撤去	設置 無 標準(1.0)	単位	t	数量	10	単価	38,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
切梁・腹起し設置	無 標準(1.0)	t	10	38,100	381,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					381,000	
単価					38,100	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	山留材賃料	無 180日 有 180日 無 無 有 330000円 1回/現場	単位	t	数量	1	単価	40,570

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
H形鋼（山留主部材）	２５０～４００型（８０～２００ｋｇ／ｍ）	t	1	19,910	19,910	
副部材（A）	賃料	t	0.22	33,300	7,326	
副部材（B）　修理費及び損耗費		t	0.04	333,300	13,332	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					40,570	
単価					40,570	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	撤去	単位	ｍ２	数量	100	単価	224.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.143	34,800	4,976	
とび工		人	0.143	33,100	4,733	
普通作業員		人	0.143	26,800	3,832	
バックホウ（クローラ型）運転		日	0.143	60,770	8,690	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		219	
計					22,450	
単価					224.5	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(㎜) 無 229日 有 229日 無	単位	枚	数量	1	単価	17,640

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６ｍｍ	枚	1	17,633	17,633	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					17,640	
単価					17,640	円／枚

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×3,048(㎜) 無 229日 有 229日 無	単位	枚	数量	1	単価	8,702

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×３０４８ｍｍ	枚	1	8,702	8,702	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,702	
単価					8,702	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	18,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	18,700	18,700	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,700	
単価					18,700	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（1車1回）	油圧式杭圧入引抜機 鋼矢板II･III･IV型用 18.1km 無 有 14600円	単位	台	数量	1	単価	85,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1	71,000	71,000	
貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）K（K’）	台	1	14,600	14,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					85,600	
単価					85,600	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 18.1km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4,380

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分Ｂ	製品長12m以内 20kmまで	t	1	4,380	4,380	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,380	
単価					4,380	円／ｔ

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み．取卸し費（仮設材等）		t	1	1,500	1,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,500	
単価					1,500	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D16～D25 標準	単位	t	数量	1	単価	125,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.4	34,800	13,920	
鉄筋工		人	2.9	31,600	91,640	
普通作業員		人	0.2	26,800	5,360	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.11	53,200	5,852	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		8,828	
計					125,600	
単価					125,600	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価	152,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.5	34,800	17,400	
鉄筋工		人	3.5	31,600	110,600	
普通作業員		人	0.3	26,800	8,040	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.11	53,200	5,852	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		10,808	
計					152,700	
単価					152,700	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	覆工板・覆工板受桁設置(覆工板設置面積700m2以下)	標準(1.0)	単位	ｍ２	数量	100	単価	6,446

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.9	34,800	100,920	
とび工		人	4.6	33,100	152,260	
溶接工		人	2.1	38,900	81,690	
普通作業員		人	5.1	26,800	136,680	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	2.9	53,200	154,280	
諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		18,770	
計					644,600	
単価					6,446	円／ｍ２

参考資料（２）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機運転	圧入(50<Nmax≦180) III型	単位	日	数量	1	単価	344,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	171	151	25,821	
油圧式杭圧入引抜機［Ｅ式ユニット（硬質地盤用）］	排ガス型（第３次）　普通鋼矢板用　圧入８００ｋＮ	供用日	1.49	214,000	318,860	
諸雑費（まるめ）		式	1		19	
計					344,700	
単価					344,700	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ラフテレーンクレーン運転	50～51t吊 排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)	単位	日	数量	1	単価	148,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,200	32,200	
軽油		L	128	151	19,328	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	排ガス対策（２０１１年）最大吊能力５０～５１ｔ吊	供用日	1.49	65,100	96,999	
諸雑費（まるめ）		式	1		73	
計					148,600	
単価					148,600	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機運転	引抜き III型	単位	日	数量	1	単価	180,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	128	151	19,328	
油圧式杭圧入引抜機［エンジン式ユニット］	排ガス型（２０１４年規制）　圧入８００ｋＮ	供用日	1.49	108,000	160,920	
諸雑費（まるめ）		式	1		52	
計					180,300	
単価					180,300	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ラフテレーンクレーン運転	25t吊 排出ｶﾞｽ対策型(第3次基準値)	単位	日	数量	1	単価	97,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,200	32,200	
軽油		L	92	151	13,892	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	排出ガス対策型（第３次基準）最大吊上能力２５ｔ吊	供用日	1.49	34,300	51,107	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					97,200	
単価					97,200	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	切梁・腹起し設置	無 標準(1.0)	単位	t	数量	10	単価	38,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.7	34,800	59,160	
とび工		人	3.2	33,100	105,920	
溶接工		人	1.7	38,900	66,130	
普通作業員		人	1.7	26,800	45,560	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	1.7	53,200	90,440	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		13,790	
計					381,000	
単価					38,100	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.05
歩掛使用年月	2026.05
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	60,770

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	32,200	32,200	
軽油		L	119	151	17,969	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	バケット容量０．８ｍ３　吊能力２．９ｔ吊	日	1.06	10,000	10,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					60,770	
単価					60,770	円／日

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路改良工事　　合算工事： 0

対象工事費	167,762,045	直接工事費	167,762,045	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	67,721,125	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		60,988,257					
管理費区分１		0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分２，７		0	（工場原価）				
管理費区分５		0	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分９		0	（間接費非対象額）				
管理費区分Ｔ		60,988,257	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）				
対象額　支　給　品（＋）		56,666,900					
無償貸付機械評価額（＋）		0					

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	163,440,688	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	156,707,820		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	9.31 ％		0 ％		
施工地域等補正	1.2	ICT施工補正	1		
率（補正後）	11.17 ％				
計上額	18,256,000		0		0

比較結果	当該追加工事	Ａ		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	156,707,820	直接工事費	167,762,045		
非対象額計（－）	67,721,125				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	67,721,125	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	56,666,900				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	156,707,820	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.69　%		0　%		0　%
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	1.69　%				
計上額	2,648,000		0		0
比較結果	当該追加工事	Ａ		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,599,957				
運搬費	1,599,957	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	22,503,957

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	190,266,002	単独（追加工事）直接工事費	167,762,045	単独（追加工事）共通仮設費	22,503,957
非対象額計（－）	60,988,257				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	60,988,257	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	56,666,900				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	185,944,645	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	179,211,777		0		0
現場管理費対象純工事費	（調整工事入力で使用）				
率（補正前）	28.82 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	31.7 %		0 %		
計上額	58,944,000		0		0
			9,472,733	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	横浜国道事務所　工務課			工事番号	1234123412	第　0　回変更
発注年月	令和08年02月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	道路改良工事	

工事原価	249,210,002						
純工事費	190,266,002	現場管理費	58,944,000	工期延長等に伴う現場維持費	0		
非対象額計（－）	60,988,257						
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	60,988,257	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	188,221,745	現工事	0	合算工事	0		
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	181,488,877	現工事	0	合算工事	0		
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1	現工事					
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	188,221,745						
契約保証に係る補正値	0.04	%					
一般管理費率							
単独（追加工事）	16.9	%	現工事	0	%	合算工事	0 %
一般管理費	31,879,998						
業務委託料等	0						
調査基準価格	283,481,000						
調査基準価格の100/110	257,710,000	（ 91.68 %）					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
ｶﾙﾊﾞｰﾄ工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り (1)	土砂 A領域	式		1		
床掘り (2)	土砂 B領域	式		1		
埋戻し【改良土置換え】(1)	RC-40 W1＜1.0m	式		1		
埋戻し【改良土置換え】(2)	RC-40 1.0≦W＜4.0m	式		1		
埋戻し【改良土置換え】(3)	RC-40 W≧4.0m	式		1		
基面整正		式		1		
残土処理工		式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)【現場】	土砂 土量50,000m3未満	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂等運搬 【現場～東洋埠頭】	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
残土等処分	汚染土	式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (1)	内幅 2.5m 内高 1.7m	m		28		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ (2)	内幅 3.3m 内高 1.7m	m		29		
ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)(高炉)	m3		16		
排水構造物工		式		1		
管渠工		式		1		
管渠	VU管 Φ600	m		2		
ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ据付	φ500 VU管据付含む 再利用	基		1		
集水桝･ﾏﾝﾎｰﾙ工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
特殊ﾏﾝﾎｰﾙ	No.2人孔 24-12-25(20)(高炉) T-25	箇所		1		
ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)(高炉)	m3		2		
構造物撤去工		式		1		
排水構造物撤去工		式		1		
柵渠撤去		m		21		
ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ撤去	φ500 VU管撤去含む 再利用	基		1		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	式		1		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	式		1		
仮設工		式		1		
路面覆工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
覆工板･覆工板受桁 (1)	SS400 設置	式		1		
覆工板･覆工板受桁 (2)	SS400　賃料	m2		193		
覆工板･覆工板受桁 (3)	SS400　賃料	m2		142		
土留･仮締切工		式		1		
鋼矢板 (1)	III型 平均鋼矢板長さ 8m 鋼矢板打込長 7.5m 平均鋼矢板引抜長 0m	式		1		
鋼矢板 (2)	III型 平均鋼矢板長さ 7.5m 鋼矢板打込長 0m 平均鋼矢板引抜長 7m	式		1		
鋼矢板 (3)	III型 平均鋼矢板長さ7.5m 賃料	式		1		
切梁･腹起し		式		1		
作業ﾔｰﾄﾞ整備工		式		1		
敷鉄板 (1)	22×1,524×6,096(mm) 撤去	式		1		
敷鉄板 (2)	22×1,524×3,048(mm) 撤去	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
敷鉄板 (3)	22×1,524×6,096(mm) 設置･撤去	式		1		
敷鉄板 (4)	22×1,524×3,048(mm) 設置･撤去	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

（土木工事、鋼橋工場製作工事）

Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良その１工事（当初）

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	167,762,045		
(2)共通仮設費	22,503,957		
(3)純工事費 (1)+(2)	190,266,002		
(4)現場管理費	58,944,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	249,210,002	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	31,879,998	((7)一般管理費等(計算額)	31,884,763)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	281,090,000		

(11)消費税相当額	28,109,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	309,199,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	281,090,000
(14)調査基準価格	283,481,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	257,710,000

Ｒ７国道３５７号東京湾岸道路
夏島地区改良その１工事

特　記　仕　様　書

令和　８年　４月

国土交通省関東地方整備局
横　浜　国　道　事　務　所

第１章　総　　則

第１条　　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和８年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

第２条　　主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第５条　　専任特例２号の場合の監理技術者の配置（兼務を認める工事の場合）

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～

（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）　建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）　監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）　同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）　専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は神奈川地域内の工事でなければならない。

（６）　専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）　専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

第６条　　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第７条　　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 神奈川県横須賀市夏島町地先　緯度　35°19′09″　経度　139°38′09″

終点 神奈川県横須賀市夏島町地先　緯度　35°19′10″　経度　139°38′09″

第８条　　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、神奈川県横須賀市夏島町地先の一般国道３５７号東京湾岸道路においてボックスカルバートの工事を行うものである。

カルバート工　約５７ｍ
作業土工　１式
排水構造物工　１式
構造物撤去工　１式
仮設工　１式

第９条　　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
Ｒ６国道３５７号東京湾岸道路他計画検討業務	4058193163

第１０条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することができるものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第１１条　調査・試験に対する協力

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

（１） 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事 においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（２） 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３） 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は横浜国道事務所のホームページにより公表する。

（４） 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。
公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１２条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① カルバート工

第１４条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１５条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１６条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１７条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
①　情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

１．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１８条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に１回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第２０条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２１条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行

うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

5．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２２条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２３条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-19 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２４条　契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

1．本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

2．第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第２５条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事

材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２６条　支給材料及び貸与物件

支給材料は、別添一１のとおりとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２７条　再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	ｶﾙﾊﾞｰﾄ工 作業土工 ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工 排水構造物工 集水桝・ﾏﾝﾎｰﾙ工

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第２８条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

１．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号最終改正令和４年６月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）　分別解体等の方法

	工程	作業内容	分解解体などの方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 ■作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

（２）　再資源化する施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻（無筋）	環境衛生管理（株）	神奈川県横須賀市 長沢５丁目 3241 番地

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

（３）　受入時間

環境衛生管理（株）：８時００分～１７時００分

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年５月)」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

３．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年５月)」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２９条　建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をい

う。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第３０条　コンクリート副産物から再生された資源について

1．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３　配合」に従うものとする。

第３１条　工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第３２条　施工管理

1．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和８年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和 ８ 年３月改定)の関連要領等一覧
（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第３３条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア,（一社）施工管理ソフトウェア産業協会, <https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、

監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会 <https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３４条　ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

① 起工測量（選択）
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ 該当なし（３次元出来形管理等の施工管理）
⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～６によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①（選択）②③および⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、作業土工（床掘工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量、対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、作業土工（床

掘工）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

①　起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはＩＣＴ施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した３次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ＩＣＴ施工技術を用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

②　３次元設計データ作成

受注者は、４．③１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械により施工を実施する場合、４．①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工を行うため、３次元設計データを作成する。

③　ＩＣＴ建設機械による施工

以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

２）２次元ＭＧ建設機械

建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する２次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

６．上記４．①（選択）②③の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３５条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３６条　ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））の費用について

１．受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（導入型）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））積算要領
ただし、監督職員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３７条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３８条　デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

１．デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事（以下、「本工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う準備作業（鉄筋へのマーカー設置等）、手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、段階確認時の配筋の出来形計測をデジタルカメラ等で撮影した画像計測により行うものである。

撮影画像（計測結果）は、遠隔地から確認することも可能であり、監督職員の遠隔臨場を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」、及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」に準拠するものとする。

２．実施内容

１．段階確認時の実施内容

段階確認時の配筋間隔の計測において、従来のスケール等による実測とデジタルカメラで撮影した画像計測を併用し、両者の計測値の差を整理するものとする。また、計測時の条件（撮影箇所、撮影距離、気象条件等）は、必ず記録するものとする。

２．機器の準備

本工事に要する画像計測機器等は、受注者が手配するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

３．計測精度の検証

本工事による画像計測の精度検証のため、計測データを監督職員に提出するものとする。

（４）　効果の検証

本工事を通じた効果の検証（生産性向上効果の検証）及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）　費用

本工事にかかる費用については、全額を受注者の負担とする。

第３９条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）　洋式（洋風）便器

（２）　水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）　臭い逆流防止機能

（４）　容易に開かない施錠機能

（５）　照明設備

（６）　衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）　現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）　周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）　サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（１０）　鏡と手洗器

（１１）　便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）

（１３）擬音装置（機能を含む）

（１４）着替え台

（１５）臭気対策機能の多重化

（１６）室内温度の調整が可能な設備

（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/

基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する 。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第４０条　ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１ 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。（※１）

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際に参考にする。
２次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、２次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計で作成された３次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
〔推奨項目〕	
施工ステップの確認	３次元モデルの視覚化効果により、現場が輻輳する場合に一連の施工ステップを確認する。
出来形管理への活用	省力化、省人化を図るため、３次元モデルとレーザー測量等を組み合わせて、構造物の出来形計測を行う。
鉄筋の干渉チェック	過密配筋部や構造物の接合部、橋梁の座部等について、３次元モデルで鉄筋の干渉を確認する。
現場条件の確認	３次元モデルに重機等を配置して、既設地下埋設物や近接構造物と

	の離隔等、施工に支障がないかを確認する。
〔3 次元モデル作成の目安〕	
詳細度	２００～３００程度※1 ３次元化の内容に応じて、部分的に詳細度４００とする場合がある。 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	３次元形状データが何を表すか識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（ＢＩＭ／ＣＩＭ取扱要領「附属資料３ オブジェクト分類」を参照）。

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要
２）整理すべき課題
３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）
４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）
５）３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
６）３次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
７）３次元モデルの作成担当者
８）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

９）後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）
１０） 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）
３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．貸与資料

本工事に関連する以下の工事において作成した３次元モデルのデータを貸与することができる。

・ Ｒ６国道３５７号東京湾岸道路夏島地区改良工事

５．その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第４１条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ. 事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

① 労働安全衛生法第 19 条の２に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

② 労働安全衛生法第 60 条の２に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、下記のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備	備考

すべての工種	昼間作業	１５１人 （うち有資格者０人）	交代要員なし

第４２条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）　真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２）　試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①　環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②　気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③　夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）　工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）　基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）　真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）　現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場

管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第４３条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第４４条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）又は、経験１年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４５条　仮設工等の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

（１）仮設工の設計完了段階(指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階)

現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。(なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する)

（２）仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

（３）仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

（４）仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

第４６条　環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、下記によらなければならない。

１．工種

カルバート工、排水構造物工

２．建設機械・設備

名称：　コンクリートポンプ車〔トラック架装・ブーム式〕

圧送能力　９０～１１０ｍ３／ｈ

低騒音・低振動認定機械

騒音防止を施した機械

３．施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

第４７条　水替工

１．掘削等に伴う施工箇所内における湧水等の処置について、当初水中ポンプ等は見込んでいないが、必要な場合には監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

２．工事用排水の処置について、公共下水道の使用に関する手続きは受注者が行うものとする。

３．工事排水にあたっては、工事場所付近に沈砂槽等を設けて水質基準を確保して既設の公共下水道に排水するものとする。

なお、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

第４８条　環境対策（特定調達品目）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４９条　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年３月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第５０条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

１．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車　輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の　適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

２．受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

３．受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。

４．受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第５１条　交通安全管理・工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を

土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

5．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

6．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第５２条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３７交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証

② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－４０官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第５３条　通行許可等

1．受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

2．受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第５４条　現場環境改善

1．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

（１）　仮設備関係

用水・電力等の供給設備を実施するものとする。

（２）　営繕関係

現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。

（３）　安全関係

盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。

（４）　地域連携

パンフレット・工法説明ビデオを実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第５５条　工期

１．工期は、雨天、休日等７４日を見込み、契約の翌日から令和９年１月２９日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

①準備期間	４０日間
②後片付け期間	２０日間
③雨休率（猛暑日補正有り） （実稼働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	０．７９

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２９日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：７日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（2021 年～2025 年）の気象庁（横浜観測所）及び環境省（横浜地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

５．余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年１月２９日まで

第５６条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５７条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５８条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、横浜観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降

雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５９条　施工時期及び施工時間

１．本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての作業	８：００～１７：００

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第６０条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

１．技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

２．公共工事等において実用段階に達している技術

３．当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

４．実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

１）　新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

２）　NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

３）　新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

４）　新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第６１条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第６３条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示

す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3．受注者は、選定した新技術が第６３条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

第６２条　建設現場における遠隔臨場の実施

1．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

2．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3．実施内容

（１）　段階確認・材料確認、立会での確認

①　受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②　確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）　動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）　機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）　遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）　フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）　費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）　不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和７年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６３条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分

検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（１） 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２） 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３） 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４） 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５） 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６） 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和７年１２月１２日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６４条　契約後ＶＥ方式

１．ＶＥ提案の定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物

の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

（１）　受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

（２）　以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

①　施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②　契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③　提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

２．ＶＥ提案書の提出

（１）　受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－１～４)に記載し、発注者に提出しなければならない。

①　設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

②　ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

③　ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④　発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤　工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥　その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

（２）　発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（３）　受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

（４）　ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

３．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

４．ＶＥ提案の採否

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

５．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

（１）　ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

（２）　前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

（３）　前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の５に相当する金額(以下「ＶＥ管理費」という。)を削減しないものとする。

（４）　ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

６．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

７．責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第６５条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第６５条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６６条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第６７条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者)、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第６８条　南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

１．本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

２．受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

３．受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

４．受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

５．受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
６．なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第６９条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

① 低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
・低炭素型コンクリート製品の見積書
・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

② 試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③ 試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第７０条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第７１条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第７２条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和６年 12 月 13 日）第 15 条３により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第７３条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第７４条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和５年３月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものと

する。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第７５条　技術検査

1．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

2．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

3．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第７６条　書類限定検査

1．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- 「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- 施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第７７条　ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提

出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。
また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２章　個人情報の取り扱いについて

第７８条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

第７９条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第８０条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第８１条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第８２条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第８３条　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第８４条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第８５条　資料等の返却等

１．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

２．前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第８６条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することがで　きる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況につ　いて報告を求め、又は検査することができる。

第８７条　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第８８条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章　土　工

第８９条　建設副産物の受入地

本工事の施工に伴い発生する建設発生土（汚染土）については、関係法令等に基づき適切に処理しなければならない。

なお、処理については、下記施設を見込んでいる。

１．残土等処分（昼間施工）

（１）受け入れ施設：オオノ開發㈱ フレップとうおん

（２）受け入れ所在地：愛媛県東温市河之内字大小屋乙 628-1

（３）受け入れ時間：８：００～１７：００

（４）運搬方法：１０ｔダンプトラック（現場～東洋埠頭）

海上運搬（東洋埠頭～処分場）

上記については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件（や土質）に変更が生じた場合等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第4章　一　般　施　工

第９０条　作業土工(床堀り ・埋戻し)

カルバート工の埋戻し材は、再生クラッシャーラン（RC-40）で埋戻すものとする。

第９１条　工事用道路工

１．運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。

なお、補修は設計変更の対象とする。

２．工事用道路は、工事終了後も引き続き他の工事で使用するので存置するものとする。

第９２条　仮設工

１．前工事から引き継いで使用する本工事の路面覆工、土留仮締切工作業ヤード整備工及び維持管理工に関する仮設は設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分検討のうえ、設計図書により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．受注者においても本仮設工に対する施工技術検討を十分行い、その内容を施工計画書に記載し提出するものとする。

３．土留・仮締切工

①　本工事の鋼矢板に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、

施工するものとする

② 鋼矢板の打ち込み工法や、引き抜き工法などは、現地状況を十分把握し、安全性等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。

4．仮設工は、本工事で撤去するものを除き、工事完了後次工事に引き継ぐものとする。

5．引き継いだ仮設工の費用と撤去作業については、下記を見込んでいる。なお、実施工にあたっては、受注者の責において決定するものとする。

・路面覆工　覆工板・覆工板受桁(1)(2)(3)　330m2
・土留・仮締切工　鋼矢板(1)(2)(3)　377 枚　（うち１９枚撤去）
・作業ヤード整備工　敷鉄板　360 枚　（うち５３枚撤去）

第５章　材　料

第９３条　その他の砂利、砕石、砂

構造物の基礎には再生クラッシャーラン（RC-40）を使用するものとする。

第６章　無筋・鉄筋コンクリート

第９４条　レディーミクストコンクリート

1．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	ｽﾗﾝﾌﾟ	水ｾﾒﾝﾄ比	呼び強度	ｾﾒﾝﾄの種類
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工 ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ(1)(2) 基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ	25mm	8cm	指定なし	18N/mm2	高炉ｾﾒﾝﾄB種
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工 ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	25mm	8cm	60%以下	18N/mm2	高炉ｾﾒﾝﾄB種
管渠工 管渠	25mm	8cm	60%以下	18N/mm2	高炉ｾﾒﾝﾄB種
集水桝・ﾏﾝﾎｰﾙ工 特殊ﾏﾝﾎｰﾙ	25mm	12cm	55%以下	24N/mm2	高炉ｾﾒﾝﾄB種
集水桝・ﾏﾝﾎｰﾙ工 ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	25mm	8cm	60%以下	18N/mm2	高炉ｾﾒﾝﾄB種

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

※注１

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年３月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（１） 使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（２）使用するコンクリートの目標スランプが 12cm を超える場合には、（１）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成 14 年８月一部改正)により行うものとする。

第９５条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
・最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
・管(函)渠等(φ600 未満、600mm×600mm 未満)の構造物。
・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
・耐久性を期待しない構造物。

第９６条　組立て

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第９７条　機械式鉄筋継手

機械式鉄筋定着工法を採用する場合は、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成２８年７月)」に基づき実施するものとする。

なお、上記については、設計変更の対象とし別途監督職員と協議するものとする。

受注者は、施工する工法について、求める性能に関する公的認証機関による建設技術審査証明の写しを監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。

また、現場施工における取付箇所の品質確認方法について、監督職員と協議するものとす

る。

第９８条　型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第7章　そ　の　他

第９９条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第１００条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

別添―1

第２６条　支給材料および貸与物件

品目	規格	単位	数量	支給場所	適用
ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ	RC 2500×1700×1500 標準	個	6	施工ﾔｰﾄﾞ内	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ(1)
	RC 2500×1700×1500 頂版開口　φ256	個	1		
	RC 2500×1700×1500 頂版開口　φ600	個	1		
	RC 2500×1700×1500 側壁開口　φ690	個	1		
	RC 2500×1700×1500 側壁開口　φ580	個	1		
	RC 2500×1700×1053 短尺型	個	1		
	RC 2500×1700×1365 短尺型	個	1		
	RC 2500×1700×750 短尺型	個	2		
	RC 2500×1700×1012 短尺型	個	1		
	RC 2500×1700 ×1184/710 斜切型	個	5		
	RC 2500×1700 ×1450/976 斜切型	個	1		
	RC 3300×1700×1500 標準	個	5	施工ﾔｰﾄﾞ内	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ(2)
	RC 3300×1700×1500 頂版開口　φ256	個	1		

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第５５条 第５５条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ■ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。	第４６条 第４７条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第４２条 第４５条
工事用道路関係	■仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ■ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第９１条 第９１条
仮設備関係	■ 仮上留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ■仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法	第９２条 第９２条
明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第８９条 第２８条
その他	■ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。	第２６条

別紙－２

証明書

工事（業務）名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受 注 業 者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証　明　者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先１：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先２：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

別紙ー5

概略工事工程表

工事名 ： R7国道357号東京湾岸道路夏島地区改良その1工事

工　種	単位	数　量	令和8年度 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	備考
準備	式	1									・40日間
カルバート工 作業土工	式	1									・床掘り(1pt) ・埋戻し(1pt)
カルバート工 プレキャストカルバート工	m	57	余								(1pt)
排水構造物工 管渠工	m	2	裕								(1pt)
排水構造物工 集水桝・マンホール工	箇所	1									(1pt)
構造物撤去工	式	1	期								(1pt)
仮設工 路面覆工	式	1	間								(1pt)
仮設工 土留・仮締切工	式	1									(1pt)
後片付け	式	1									・20日間
制約条件 関連工事(前工事)	R7横浜国道事務所管内 環境整備工事										・仮設材引継
制約条件 年末年始、お盆	ー										・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
雨休率の適用	準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正有り※)を適用										

別紙様式－１

様式－６(1)　　年月日：

Ｖ　Ｅ　提　案　書

（発注者）　殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏　名 ＴＥＬ ＦＡＸ
ＶＥ提案の概要	注）記入欄が不足する場合には、様式－６(1)の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

番　号	項　目　内　容	概算低減額：千円
概　算　低　減　額　合　計		

別紙様式－２

様式－６(2)

番　号		項　目　内　容	

（１）設計図書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比

【現状】　略図等	【改善案】　略図等

（２）提案理由

（３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）その他

別紙様式－３

様式－６(3)

番　　号		項目内容	

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

【 現　状 】						【 改善案 】						摘　　要
名　　称	規　格	単位	数　　量	単　価	金　　額	名　　称	規　格	単位	数　　量	単　価	金　　額	

単位：千円　　単位：千円

別紙様式－４

様式－６(4)

番　号		項目内容	

（１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式－５

号
令和　　年　　月　　日

ＶＥ提案採否通知書

○　○　○　○　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長　　印

特記仕様書「○　ＶＥ提案について」に基づき、令和　年　月　日付けで提出されま　したＶＥ提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事件名： 契約締結日：	ＶＥ提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：

ＶＥ提案に対する「採否」及びその理由

番　号	項　目　内　容	概算低減額：千円

（注）採否に関する問い合わせ先

別紙様式－１２

様式－３３

年月日：

品　質　証　明　書

工事名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

品　質　証　明　記　事				
品　質　証　明　事　項	実　施　日	箇　　所	品質証明員氏名　印	記　　事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者　住　所

氏　名

別紙様式－15

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　**▼不要**

工事関係書類						工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け							工事書類作成媒体の事前協議		備考
									指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品				
作成時期	種別		No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管				電子☆	紙◎	
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会で確認	1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○						○						令和○年○月○日設計審査会で確認
			2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○						○						令和○年○月○日設計審査会で確認
			3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○										土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
			4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○										令和○年○月○日設計審査会で確認
			5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○										令和○年○月○日設計審査会で確認
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1-1-1-15	－	○		○											令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約図書	契約書	8	工事請負契約書	―	－	○													
		設計図書	9	共通仕様書	―	－	○													
			10	特記仕様書	―	－	○													
			11	発注図面	―	－	○													
			12	現場説明書	―	－	○													
			13	質問回答書	―	－	○													
			14	工事数量総括表	―	－	○													
	契約関係書類		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○								
			16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○								契約書を作成する全ての工事
			17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○								
			18	掛金収納書（電子申請方式）	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○				○								電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○						
			20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○						
			21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○						
			22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○						
			23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○						
			24	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○								
			25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式－6		○					○							契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○			○									契約図書で規定された場合に提出する。
			27	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	－		○			○									該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	－		○			○									該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○			○									
			30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○			○									
	工事書類	1施工計画 ①施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○			○									工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
			32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	－		○			○									
			33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○									
			34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-38-1	－		○			○									
			35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		－		○			○									設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2施工体制 ②施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○									・「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の雪備業以外は不要
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	－		○			○									
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○									
施工中		3施工状況 ③施工管理	39	工事打合せ簿（指示）	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○													
			40	工事打合せ簿（協議）	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○			○									協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
			41	工事打合せ簿（承諾）	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○			○									
			42	工事打合せ簿（提出）	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○			○									
			43	工事打合せ簿（報告）	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○			○									
			44	工事打合せ簿（通知）	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○			○									
			45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○			○									設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
			46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○						○						設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　**▼不要**

作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担 発注者	作成書類役割分担 受注者	発注者作成書類の位置づけ 指示 受注者	発注者作成書類の位置づけ 通知 受注者	受注者作成書類の位置付け 提出 監督職員	提出 契約担当課	提出 発注担当課	提示 受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	工事書類作成媒体の事前協議 電子☆	紙◎	備考
施工中	工事書類	3施工状況	③施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11		○			○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等 は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○			○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	―		○							○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
			④安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	―		○						○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○			○				○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	―		○			○								事故報告書はSAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
			⑤工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○			○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			⑥品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	―		○			○								指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）。
	契約関係書類	中間前払金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○							
				56	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○				○							
		完済部分検査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○				○							
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○				○							
				59	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○				○							
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
		既済部分検査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○				○							
				62	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7-2	―		○			○								中間技術検査時にも提出する。
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
				63	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○				○							
		修補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○				○							
		部分使用		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○				○							部分使用がある場合に提出する。
		工期延期		66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○				○							工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○			○								支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○			○								支給品がある場合に提出する。
			建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
				70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品		71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○			○								現場発生品がある場合に提出する。
	その他			72	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7	―		○			○								既済部分検査等の際に提出する。
				73	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-1-19-2	―		○						○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
				74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	―		○					○						
				75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	―		○					○						
				76	新技術活用関係資料	特記仕様書	―		○					○						新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類			77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○							
				78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○				○							
				79	請求書（完成代金）	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○				○							
	工事書類			80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
				81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
				82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○			○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
				83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	―		○			○						☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準（案）を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
				84	総合評価実施報告書	特記仕様書	―		○			○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
				85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○			○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書			86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	―		○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
				87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	―		○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他			88	再生資源利用実施書 −建設資材搬入工事用−	共通仕様書1-1-1-19-6	―		○					○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
				89	再生資源利用促進実施書 −−建設副産物搬出工事用−−	共通仕様書1-1-1-19-6	―		○					○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事完成後	その他			90	低入札価格調査 （間接工事費等諸経費動向調査票）	共通仕様書1-1-1-13-5-3	―	○	○					○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

別紙様式－１６

工　期　通　知　書

令和○○年○○月○○日

（分任）支出負担行為担当官
○○　○○　様

住所
商号又は名称
氏名　　印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工　事　名	○○○○工事
工　事　場　所	○○県○○市○○
契約予定年月日	令和　　年　　月　　日
工 事 の 始 期	令和　　年　　月　　日
工　　期	工　事　の　始　期　か　ら （○○○日間） 令和　　年　　月　　日　まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

別紙様式-19

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

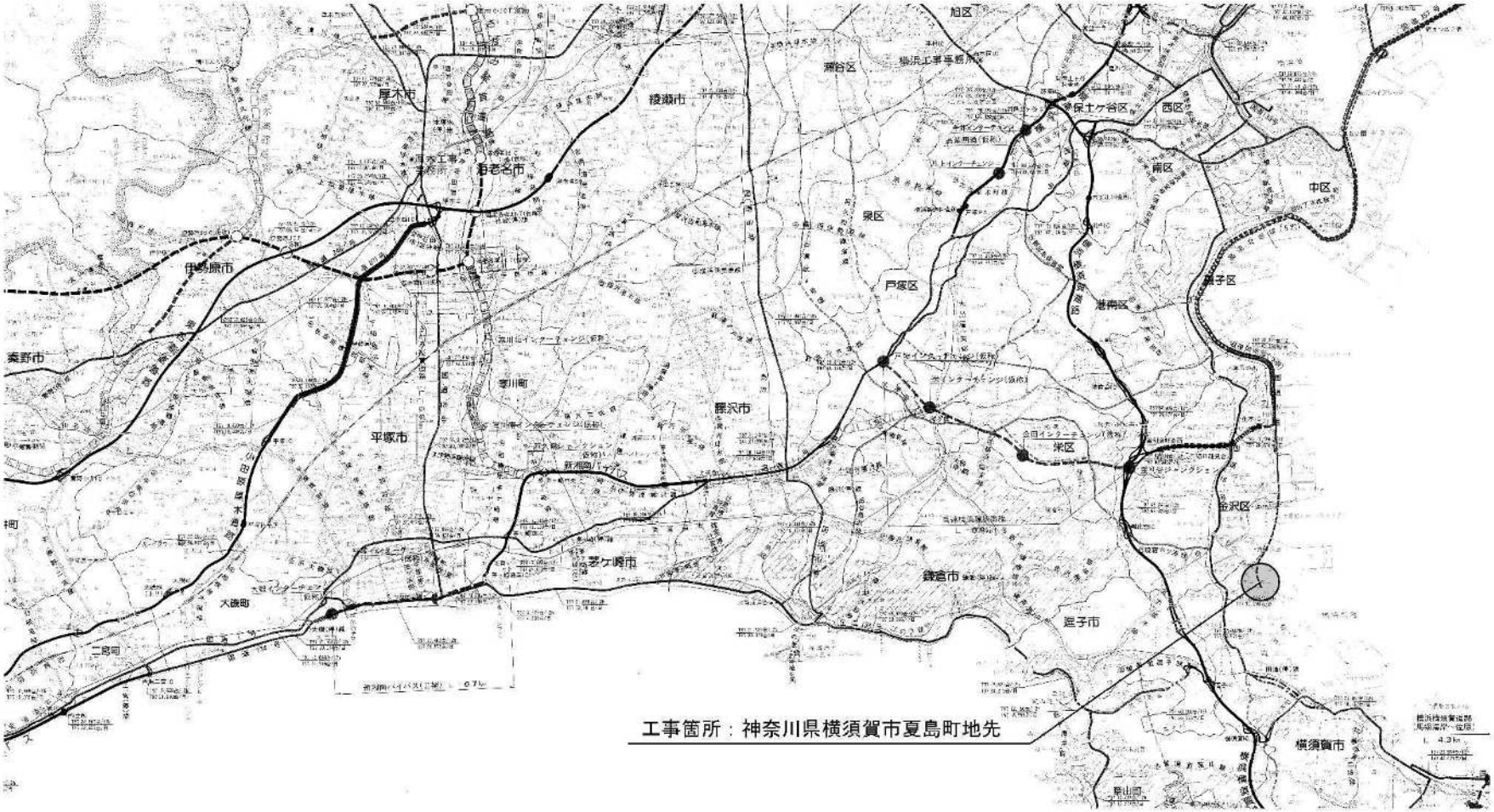
●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 （選択）	遠隔臨場システムの名称 （自由記述）	遠隔臨場システムのメーカー名 （自由記述）	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 （つながる or つながらない）
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	（株）Atos	つながらない

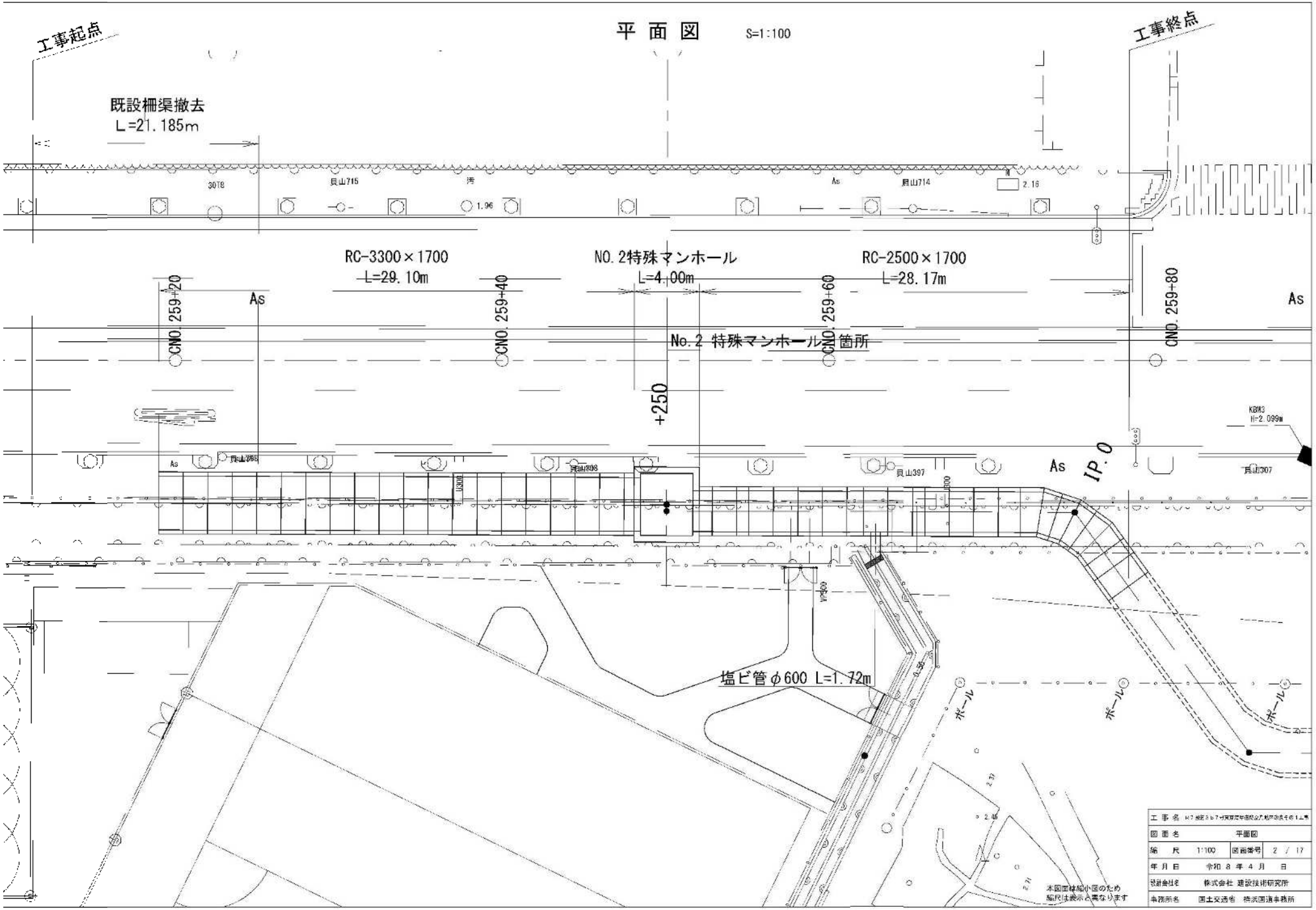
※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

位　置　図

S=1:100,000



工事名	R7国道357号東京湾岸道路夏島地区改良その1工事		
図面名	位　置　図		
縮尺	1:100,000	図面番号	1 / 17
年月日	令和　8　年　4　月　日		
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
所長 / 副所長 / 課長 / 現場代理人 / 専門官 / 担当			
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所		

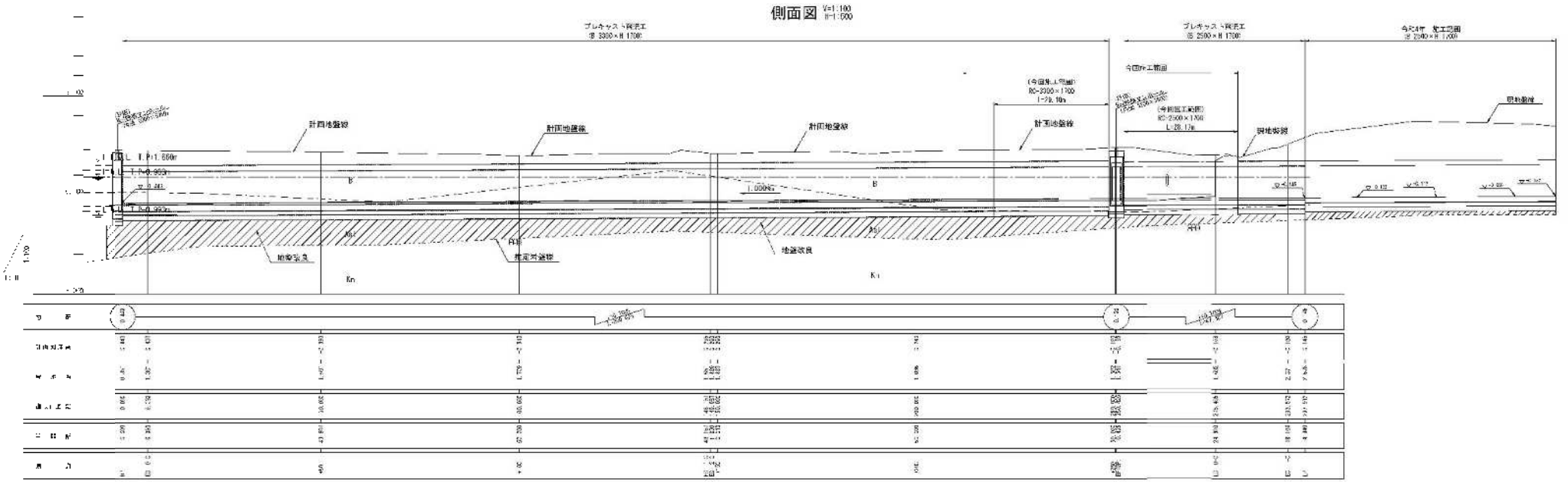


工事名	M7-地区5七7号貯留管布設及び舗装修繕その1工事
図面名	平面図
縮尺	1:100 図面番号 2 / 17
年月日	令和 8 年 4 月 日
設計会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

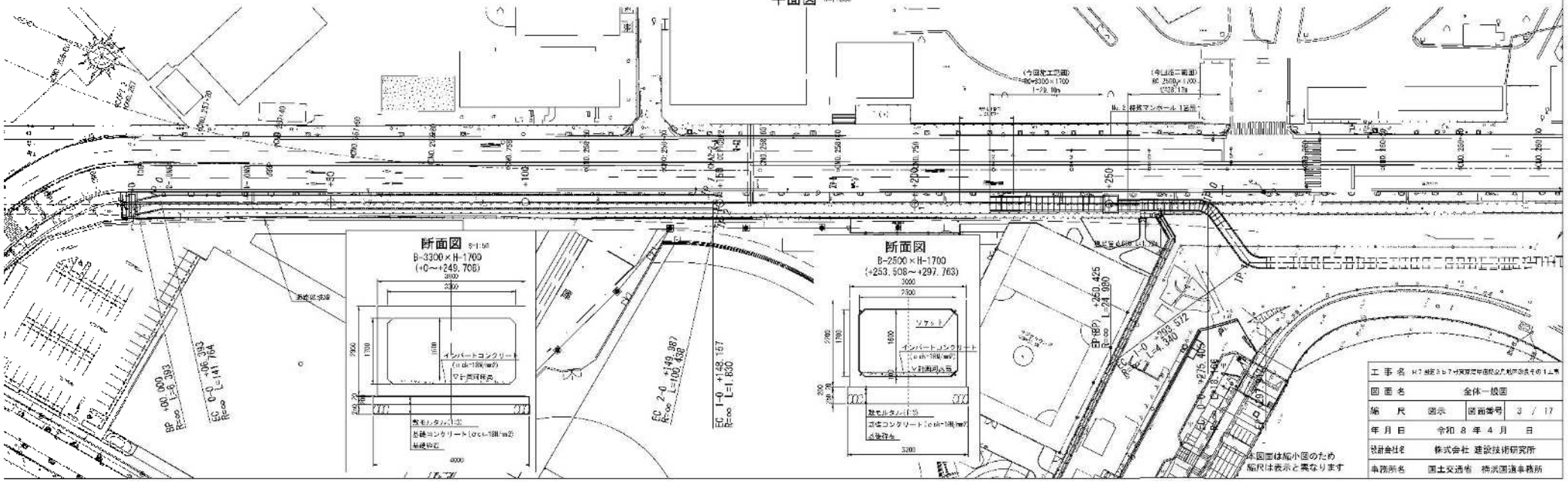
本図面はA0小図のため
縮尺は表示と異なります

全 体 一 般 図

側面図 V=1:100 H=1:500

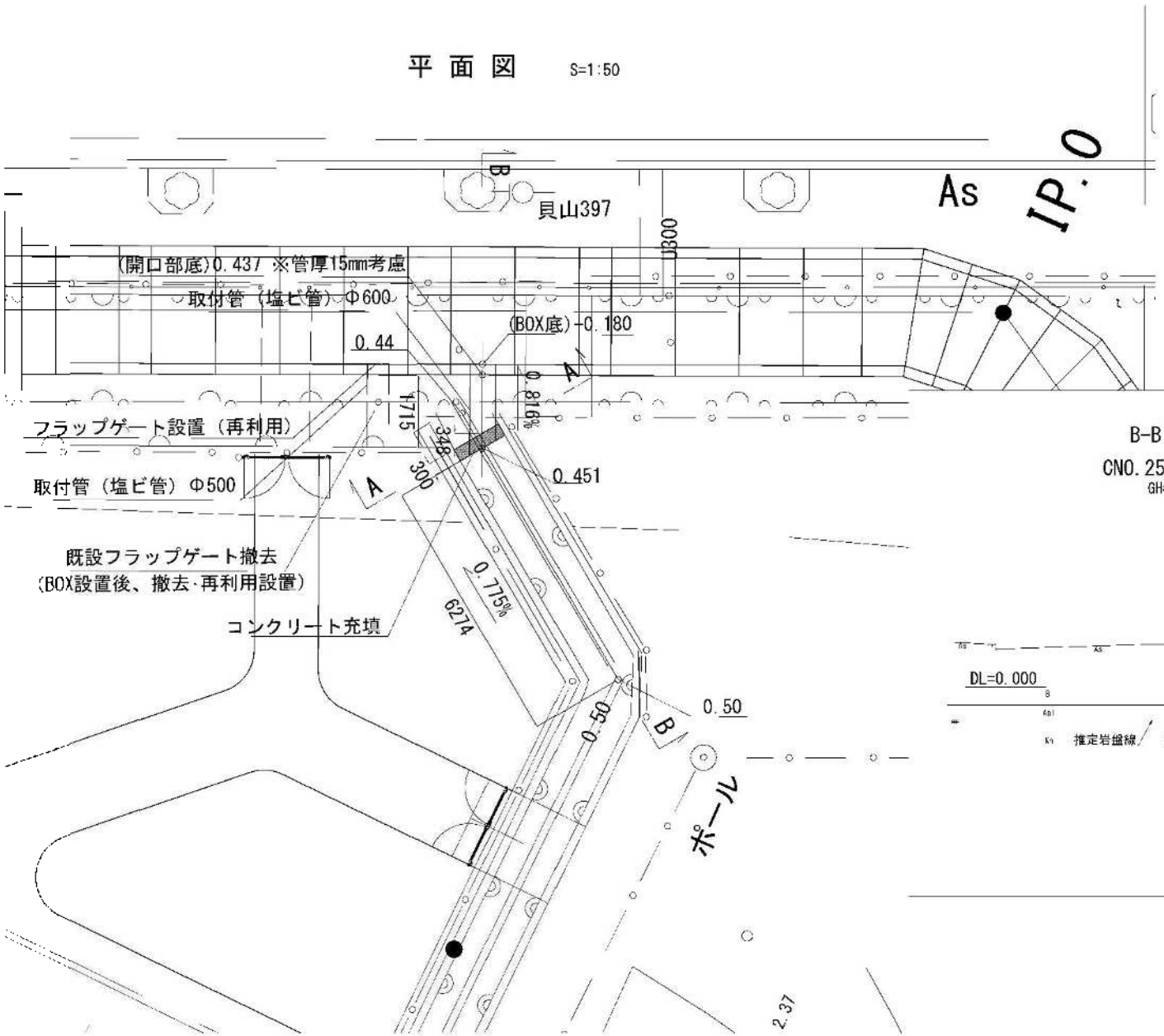


平面図 S=1:500

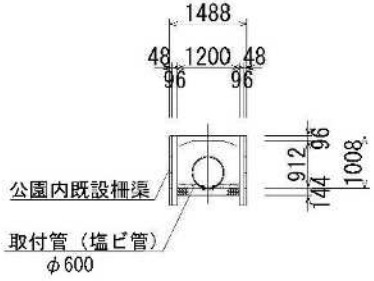


公園内柵渠取付管一般図

平 面 図 S=1:50



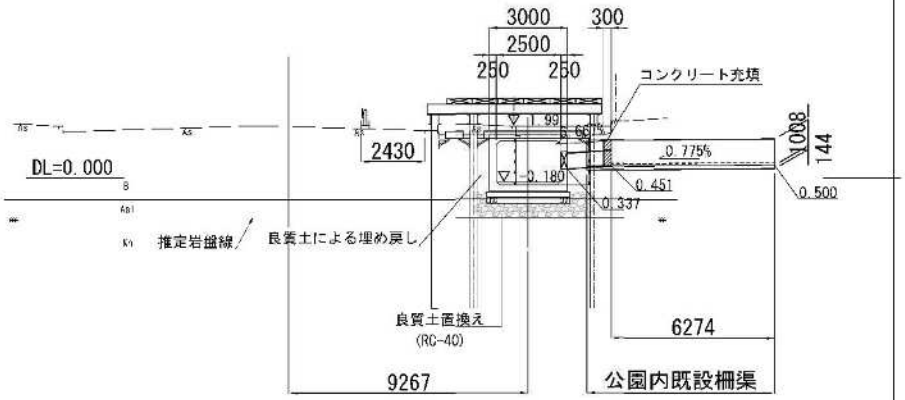
A-A 断面 S=1:50



B-B 断面 S=1:100

CNO.259+62.864
GH=1.98

水路 +263.226
FH=-0.180

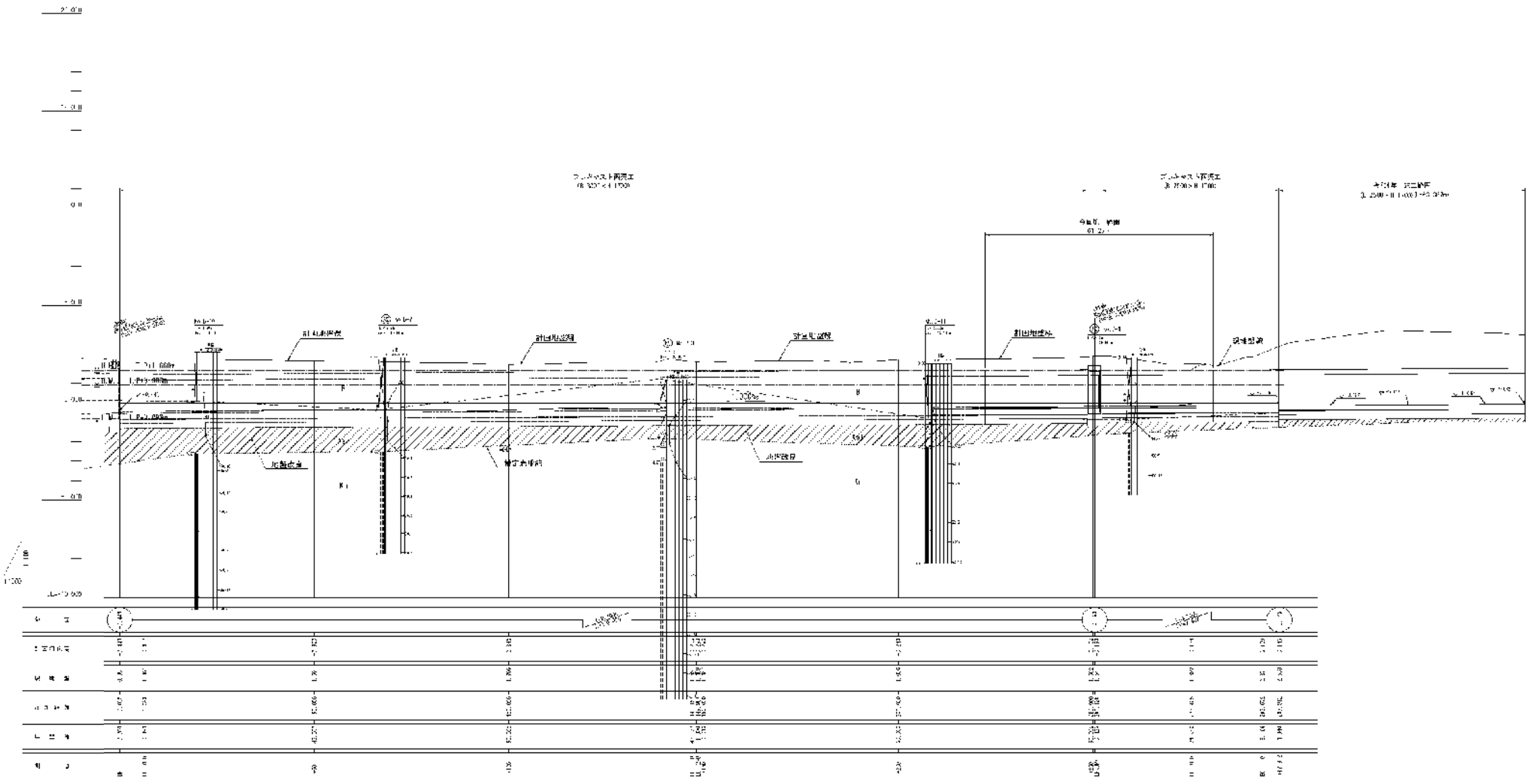


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	K7 堤防及び7号樋管補強及び耐震対策その1工事
図面名	公園内柵渠取付管一般図
縮尺	図示
図面番号	4 / 17
年月日	令和 8 年 4 月 日
設計会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

縦断図

V=1:100
H=1:500



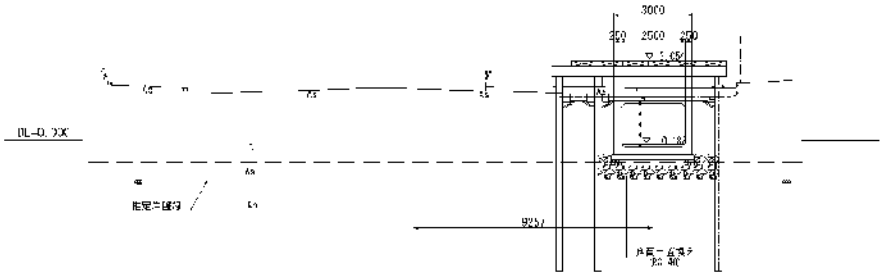
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	
図面名	縦断図
縮尺	図面番号 5 / 7
作成日	令和 年 月 日
設計会社	株式会社 建設技術研究所
工事所名	国土交通省 横浜国道事務所

雨水排水函渠工横断図　S=1:100

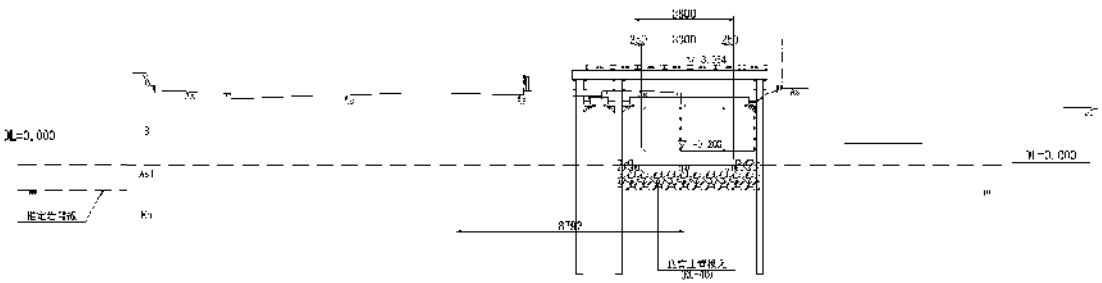
CN0.259+60
GH=1.98

水路 +260.362
H=0.133



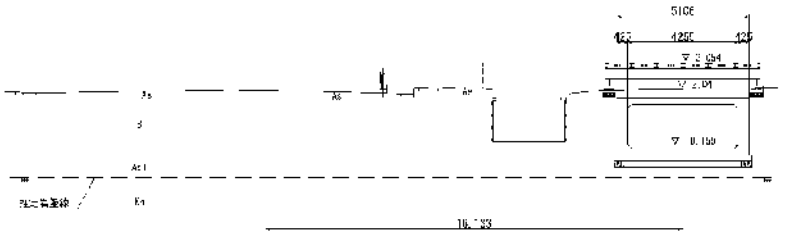
CN0.259+40
GH 1.83

水路 +240.361
H=-0.209



CN0.259+80
GH=1.99

水路 +283.867
H=-0.139



本図面は縮小図のため
縮尺に関係なく寸法を優先します

工事名	[illegible]
図面名	雨水排水函渠工横断図
縮尺	1:100
図面番号	6 / 7
作成日	令和 8 年 1 月 日
設計会社	株式会社 建設技術研究所
工務所名	国土交通省 横浜国道事務所

形式寸法	規格等級(L)	設置年度(西暦)	土かぶり(m)	地下水位(m)
3300×1700×1500	L-25	H18.01～H26.12	0.20～2.00	GL-0.50～2.50
2500×1700×1500	L-25	H18.01～H26.12	0.20～2.00	GL-0.50～2.50

ボックスカルバート割付図 S=1:200

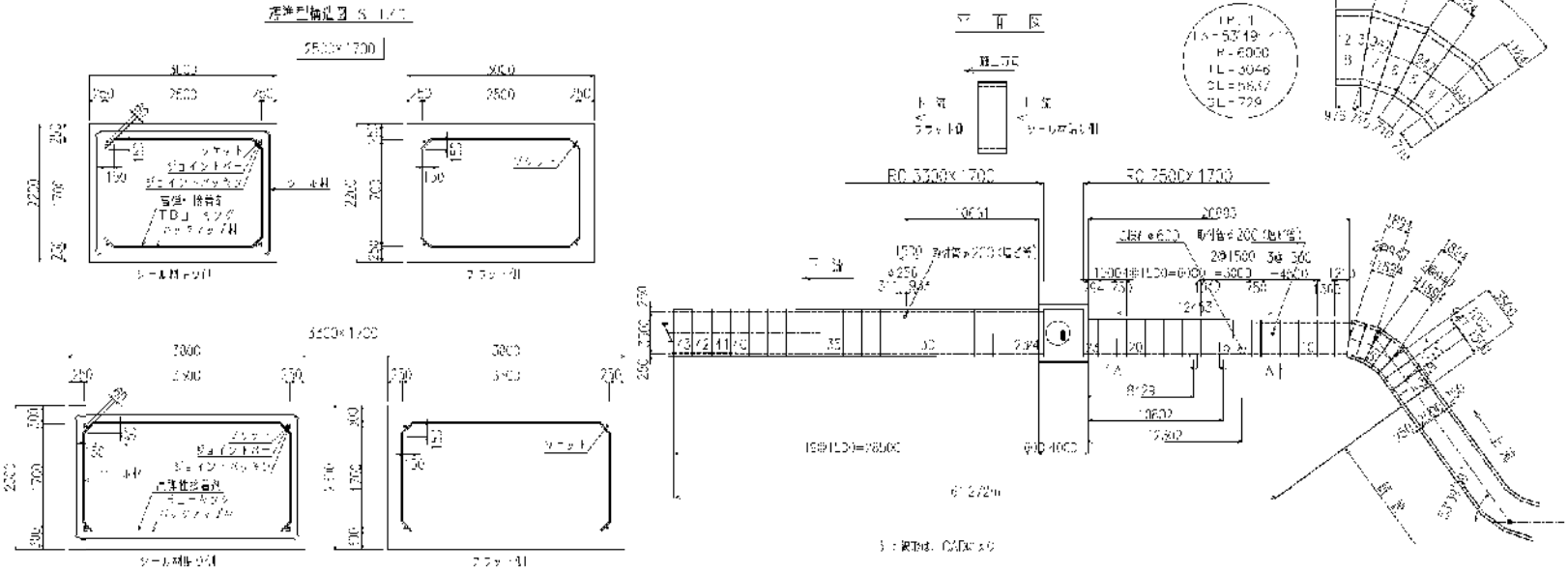
RC-2500×1700×1500mm　L=28.171m

RC-3300×1700×1500mm　L=26.100m

指示伝票（Sメタ）

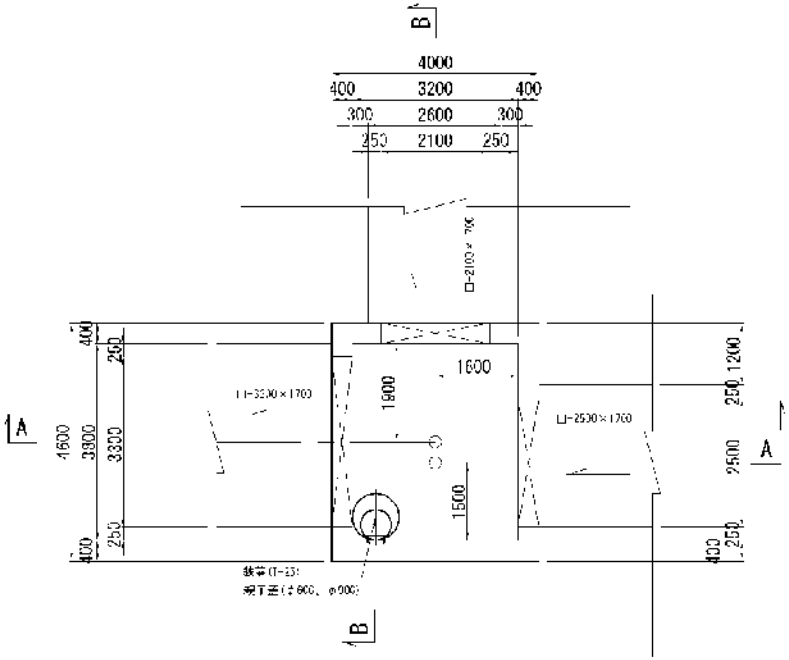
付属品：ベンチ1、2式所

付帯物：接着塗布1式（下記　キングタイプ）



No.2人孔構造図 S=1:50

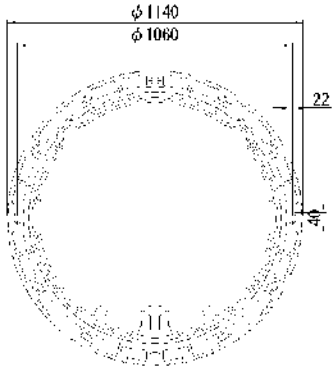
平面図



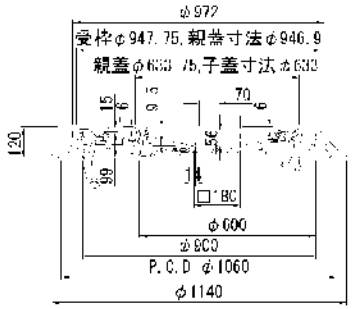
マンホール蓋詳細図 S=1:10

塩害対策鉄蓋(φ900)
[スリップ防止付き]

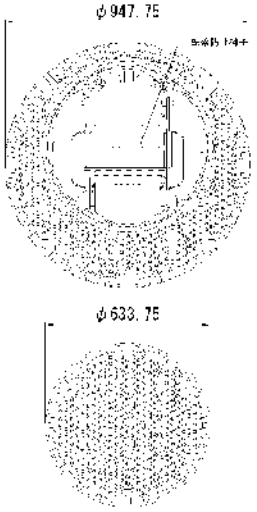
フレーム平面図



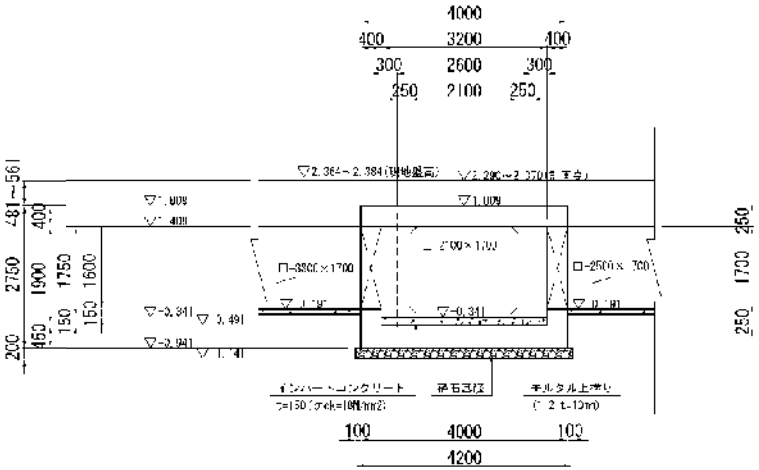
断面図



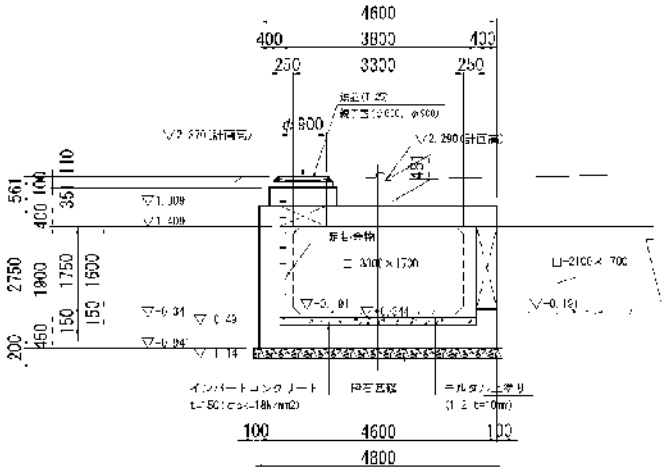
カバー平面図



断面A-A



断面B-B

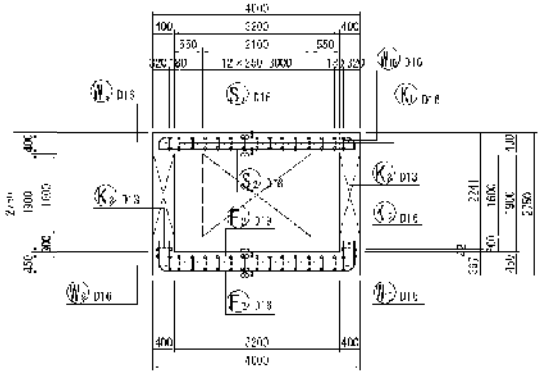


本図面は縮小図のため
縮尺に関係なく寸法を優先します

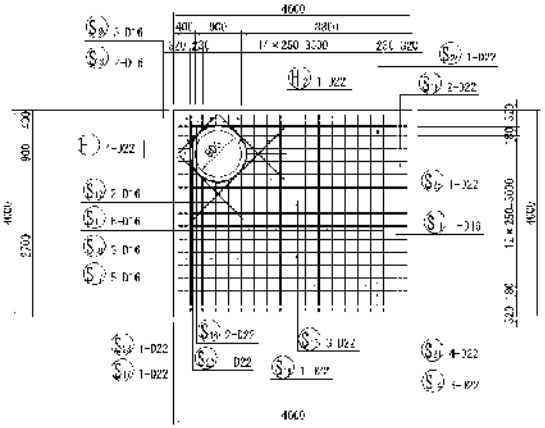
工事名	[illegible]
図面名	No.2人孔構造図
縮尺	1:50
図面番号	8 / 7
作成日	令和 8 年 1 月 日
設計会社	株式会社 建設技術研究所
工務所名	国土交通省 横浜国道事務所

No.2人孔配筋図（その１）　S=1:50

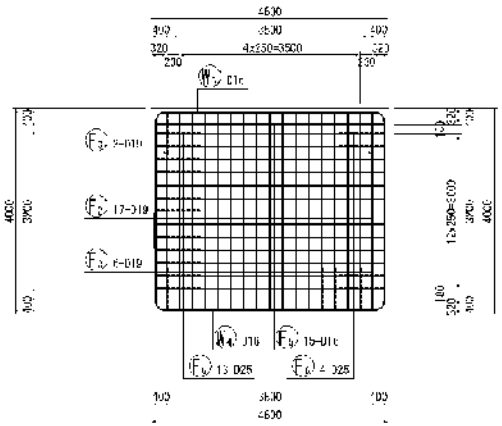
横断面図
1-1



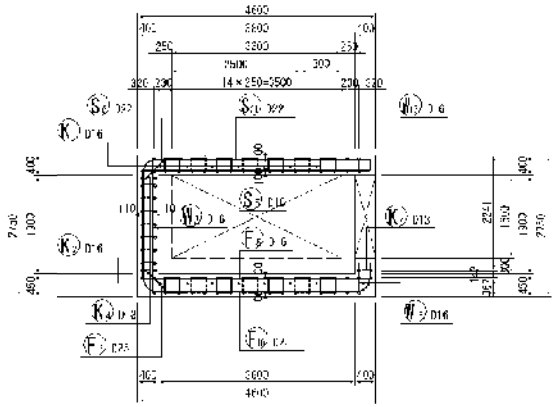
頂版下面図
1-11



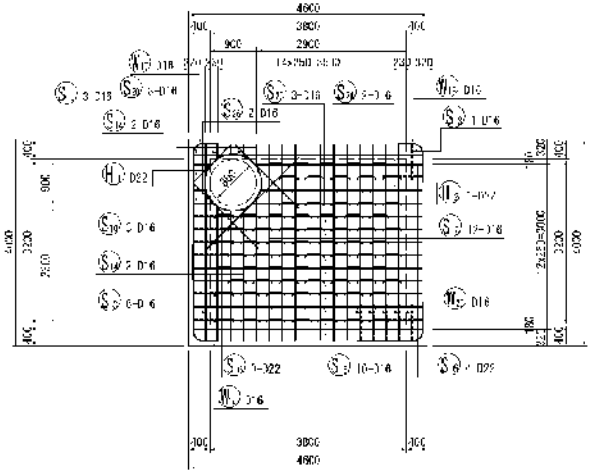
底版上面図
13-13



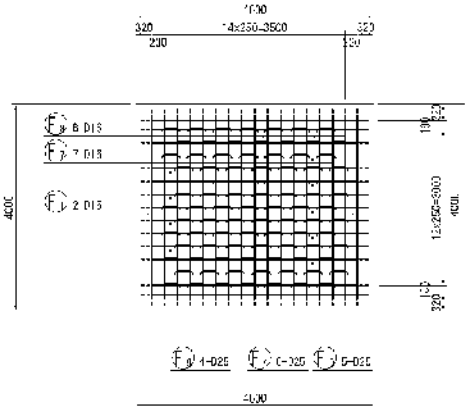
縦断面図（正面図）
2-2



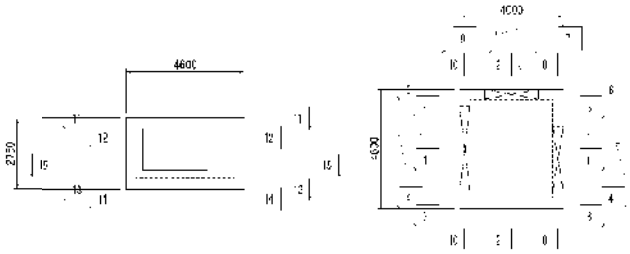
頂版ヽ面図
2-12



底版下面図
14-14



位置図

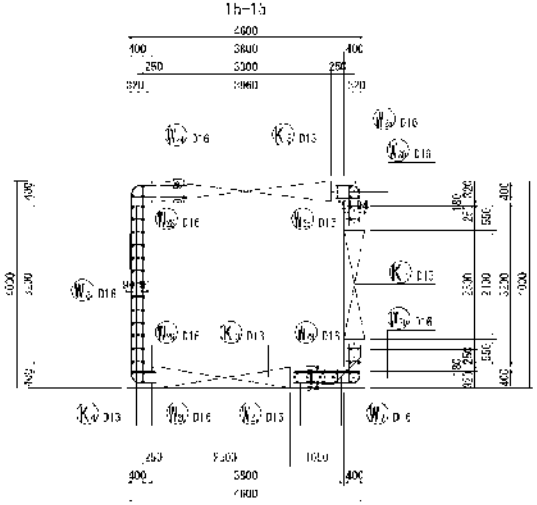


工事名	国道357号横浜港臨海部地区防災対策工事
図面名	No.2人孔配筋図（その１）
縮尺	1:50　図面番号　9 / 7
作成日	令和８年１月
設計会社	株式会社 建設技術研究所
工事所名	国土交通省 横浜国道事務所

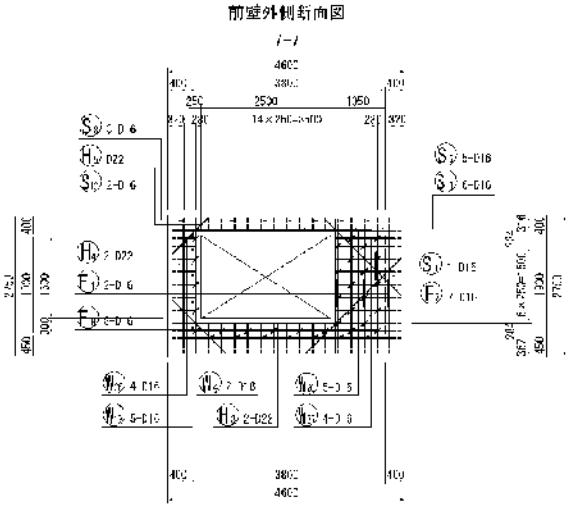
本図面は縮小図のため
縮尺に関係なく寸法を優先します

No.2人孔配筋図（その２）　S=1:50

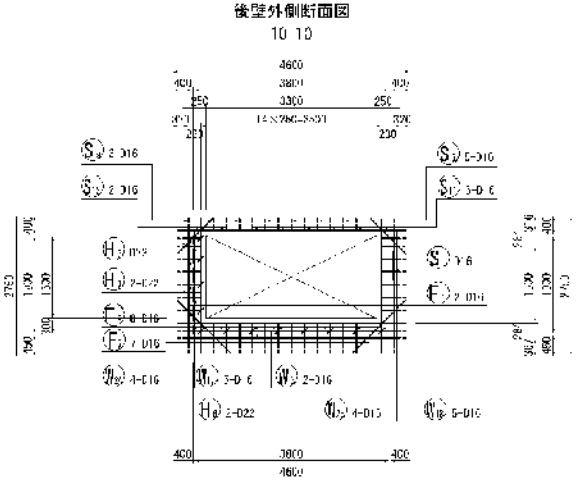
半断面図1



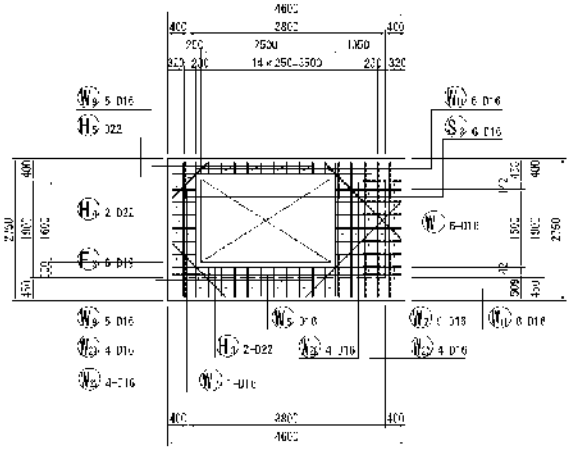
前壁外側断面図



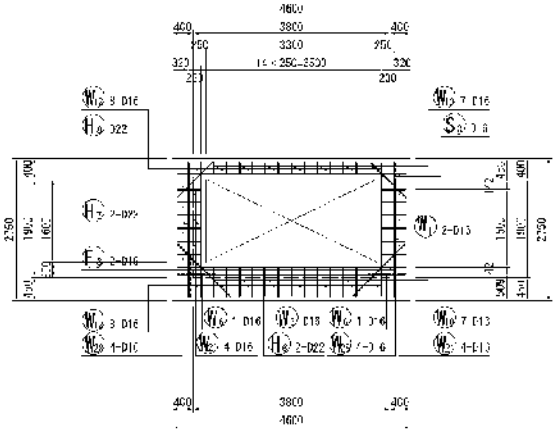
後壁外側断面図



前壁内側断面図



後壁内側断面図

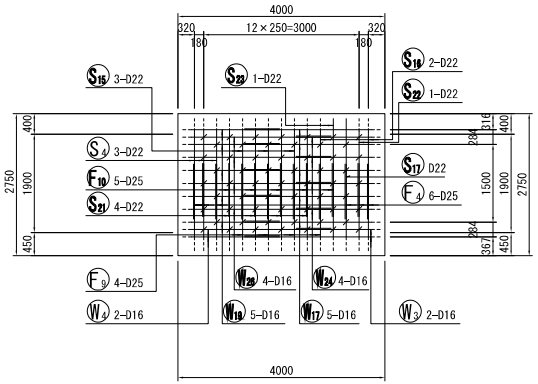


本図面は縮小図面のため
縮尺は表示と異なります

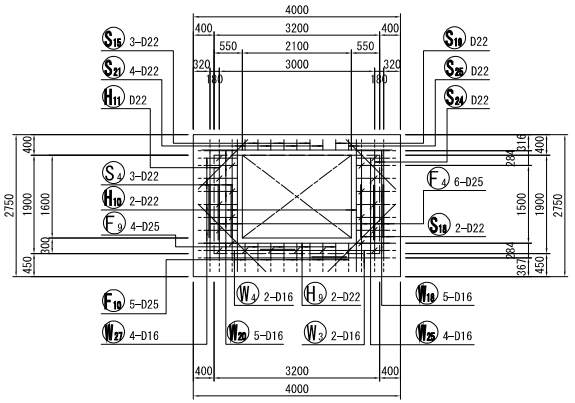
工事名	[illegible]
図面名	No.2人孔配筋図（その２）
縮尺	1:50
図面番号	07
作成日	令和８年１月
設計会社	株式会社 建設技術研究所
工事施工	国土交通省 横浜国道事務所

No.2人孔配筋図（その３）　S=1:50

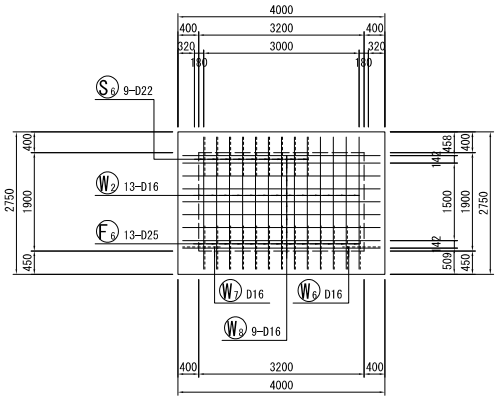
左壁外側断面図
3-3



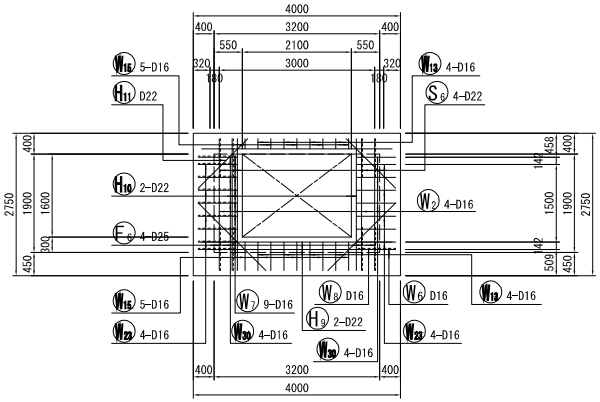
右壁外側断面図
6-6



左壁内側断面図
4-4



右壁内側断面図
5-5

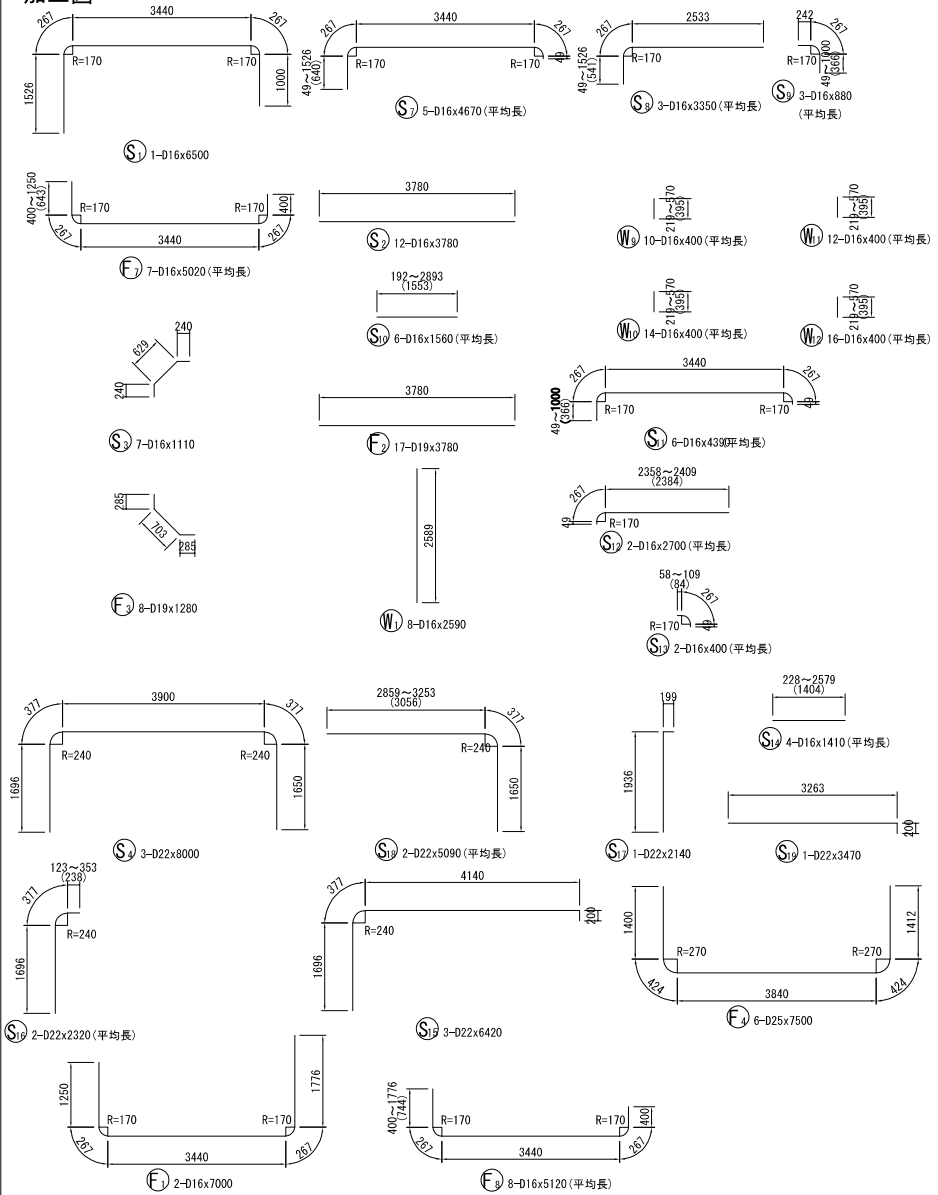


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R７国道３５７号東京湾岸道路扇島地区改良その１工事
図面名	No.2人孔配筋図（その３）
縮尺	1:50
図面番号	11 / 17
年月日	令和 ８ 年 ４ 月 日
設計会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

No.2人孔配筋図（その４）　S=1:50

加工図



鉄筋表

記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要	摘要
S1	D16	6500	1	1.56	10.140	10		工場加工
S2	D16	3780	12	1.56	5.897	71		工場加工
S3	D16	1110	7	1.56	1.732	12		工場加工
S4	D22	8000	3	3.04	24.320	73		工場加工
S5	D16	4380	10	1.56	6.833	68		工場加工
S6	D22	1240	13	3.04	3.770	49		工場加工
S7	D16	4670	5	1.56	7.285	36	(平均長)	工場加工
S8	D16	3350	3	1.56	5.226	16	(平均長)	工場加工
S9	D16	880	3	1.56	1.373	4	(平均長)	工場加工
S10	D16	1560	6	1.56	2.434	15	(平均長)	工場加工
S11	D16	4390	6	1.56	6.848	41	(平均長)	工場加工
S12	D16	2700	2	1.56	4.212	8	(平均長)	工場加工
S13	D16	400	2	1.56	0.624	1	(平均長)	工場加工
S14	D16	1410	4	1.56	2.200	9	(平均長)	工場加工
S15	D22	6420	3	3.04	19.517	59		工場加工
S16	D22	2320	2	3.04	7.053	14	(平均長)	工場加工
S17	D22	2140	1	3.04	6.506	7		工場加工
S18	D22	5090	2	3.04	15.474	31	(平均長)	工場加工
S19	D22	3470	1	3.04	10.549	11		工場加工
S20	D16	1840	6	1.56	2.870	17	(平均長)	工場加工
S21	D22	6370	4	3.04	19.365	77		工場加工
S22	D22	2110	1	3.04	6.414	6		工場加工
S23	D22	2110	1	3.04	6.414	6		工場加工
S24	D22	5050	1	3.04	15.352	15		工場加工
S25	D22	3320	1	3.04	10.093	10		工場加工
S26	D16	1720	4	1.56	2.683	11	(平均長)	工場加工
W1	D16	2590	8	1.56	4.040	32		工場加工
W2	D16	2550	17	1.56	3.978	68		工場加工
W3	D16	8500	2	1.56	13.260	27		工場加工
W4	D16	9000	2	1.56	14.040	28		工場加工
W5	D16	4420	2	1.56	6.895	14		工場加工
W6	D16	1170	2	1.56	1.825	4		工場加工
W7	D16	1170	10	1.56	1.825	18		工場加工
W8	D16	3820	10	1.56	5.959	60		工場加工
W9	D16	400	10	1.56	0.624	6	(平均長)	工場加工
W10	D16	400	14	1.56	0.624	9	(平均長)	工場加工
W11	D16	400	12	1.56	0.624	7	(平均長)	工場加工
W12	D16	400	16	1.56	0.624	10	(平均長)	工場加工
W13	D16	380	8	1.56	0.593	5	(平均長)	工場加工
W15	D16	380	10	1.56	0.593	6	(平均長)	工場加工
W17	D16	3000	5	1.56	4.680	23		工場加工
W18	D16	1140	5	1.56	1.778	9		工場加工
W19	D16	2260	5	1.56	3.526	18		工場加工
W20	D16	1940	5	1.56	3.026	15		工場加工
W21	D16	460	8	1.56	0.718	6		工場加工
W22	D16	860	8	1.56	1.342	11	(平均長)	工場加工
W23	D16	760	8	1.56	1.186	9		工場加工
W24	D16	2010	4	1.56	3.136	13		工場加工
W25	D16	1140	4	1.56	1.778	7		工場加工
W26	D16	3250	4	1.56	5.070	20		工場加工
W27	D16	1940	4	1.56	3.026	12		工場加工
W28	D16	460	8	1.56	0.718	6		工場加工
W29	D16	860	8	1.56	1.342	11	(平均長)	工場加工
W30	D16	760	8	1.56	1.186	9		工場加工

記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要	摘要
F1	D16	7000	2	1.56	10.920	22		工場加工
F2	D19	3780	17	2.25	8.505	145		工場加工
F3	D19	1280	8	2.25	2.880	23		工場加工
F4	D25	7500	6	3.98	29.850	179		工場加工
F5	D16	4380	15	1.56	6.833	102		工場加工
F6	D25	1410	17	3.98	5.612	95		工場加工
F7	D16	5020	7	1.56	7.831	55	(平均長)	工場加工
F8	D16	5120	8	1.56	7.987	64	(平均長)	工場加工
F9	D25	6370	4	3.98	25.353	101		工場加工
F10	D25	6380	5	3.98	25.392	127		工場加工
K1	D16	1090	83	1.56	1.700	141		工場加工
K2	D16	1200	91	1.56	1.872	170		工場加工
K3	D13	440	40	0.995	0.438	18		工場加工
K4	D13	450	82	0.995	0.448	37		工場加工
H1	D22	1740	8	3.04	5.290	42	(平均長)	工場加工
H2	D22	4150	2	3.04	12.616	25	○	工場加工
H3	D22	3850	4	3.04	11.704	47		工場加工
H4	D22	2590	4	3.04	7.874	31		工場加工
H5	D22	1770	8	3.04	5.381	43	(平均長)	工場加工
H6	D22	4420	4	3.04	13.437	54		工場加工
H7	D22	2590	4	3.04	7.874	31		工場加工
H8	D22	1210	8	3.04	3.678	29	(平均長)	工場加工
H9	D22	3680	4	3.04	11.187	45		工場加工
H10	D22	2550	4	3.04	7.752	31		工場加工
H11	D22	1600	8	3.04	4.864	39	(平均長)	工場加工

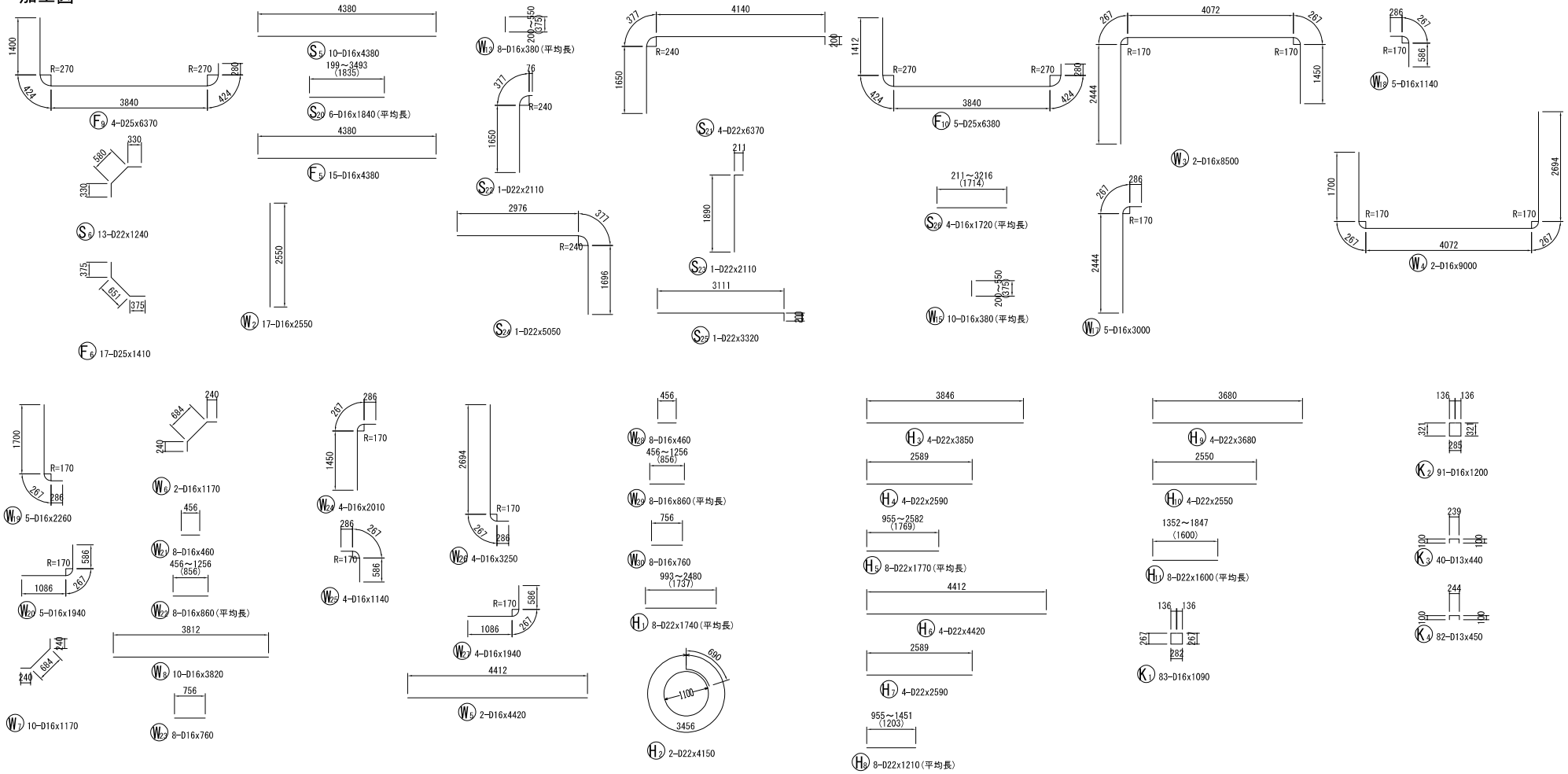
D25	502	kg
D22	775	kg
D19	168	kg
D16	1336	kg
D13	55	kg
合計	2836	kg

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道357号東京湾岸道路富島地区改良その1工事		
図面名	No.2人孔配筋図（その４）		
縮尺	1:50	図面番号	12 / 17
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

No.2人孔配筋図（その５）　S=1:50

加工図



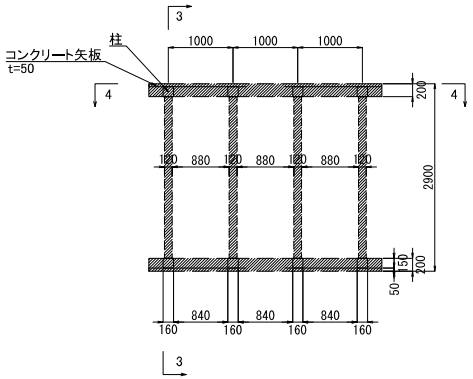
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道357号東京湾岸道路夏島地区改良その1工事		
図面名	No.2人孔配筋図（その５）		
縮尺	1:50	図面番号	13 / 17
年月日	令和 8 年 4 月 日		
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

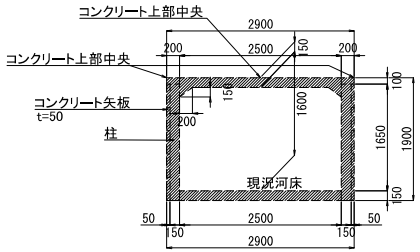
構造物撤去詳細図

柵渠撤去構造図 S=1:40

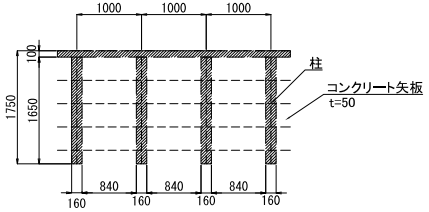
平面図



断面図(3-3)



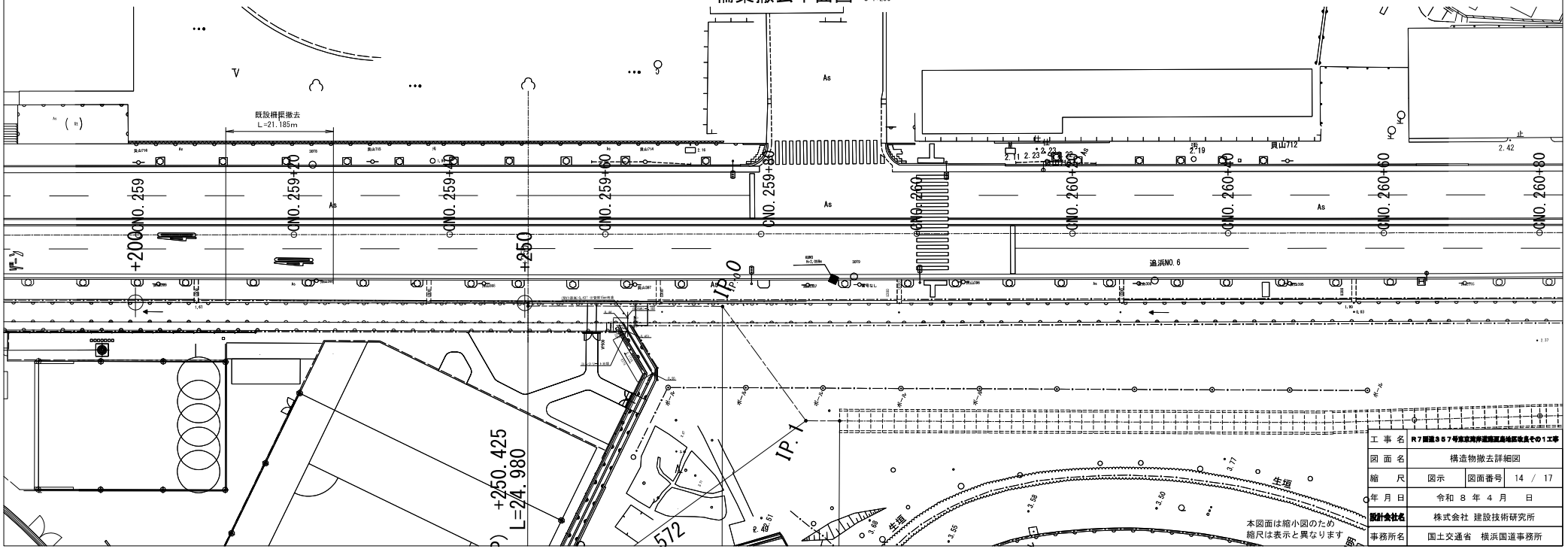
側面図(4-4)



柵渠撤去数量表 10m当り

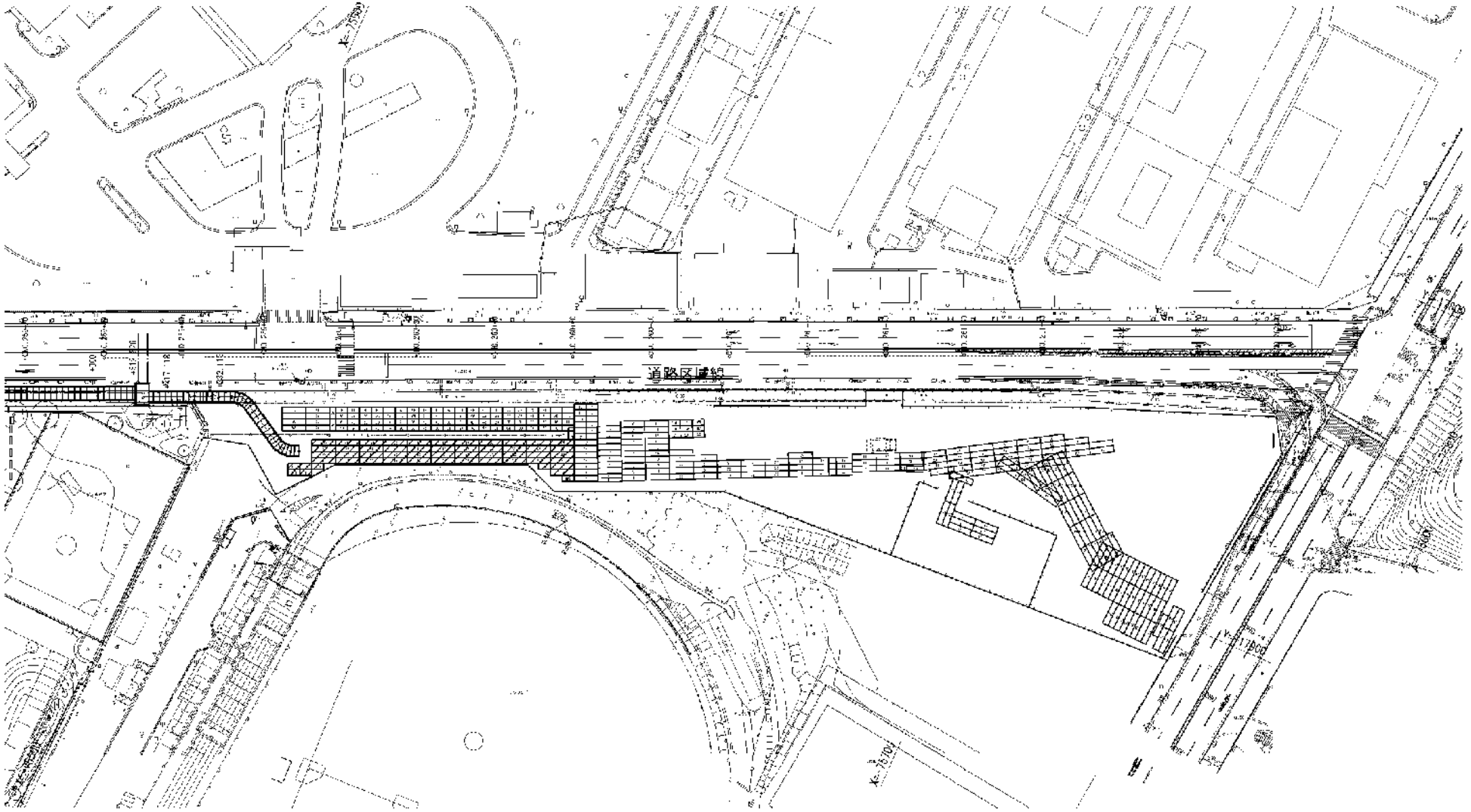
名 称	規格 ・ 寸法	単位	数 量	備 考
コンクリート取壊し		m3	3.3	無筋

柵渠撤去平面図 S=1:250



工事名	R7国道357号東京湾岸道路富岳地区改良その1工事
図面名	構造物撤去詳細図
縮尺	図示
図面番号	14 / 17
年月日	令和 8 年 4 月 日
設計会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

引継資機材図　S=1:600



名称	寸法(mm)	
番号	22×152×6065	22×152×6065
1	50	
2	121	
3		111
4	42	
11	49	111
117	231	51

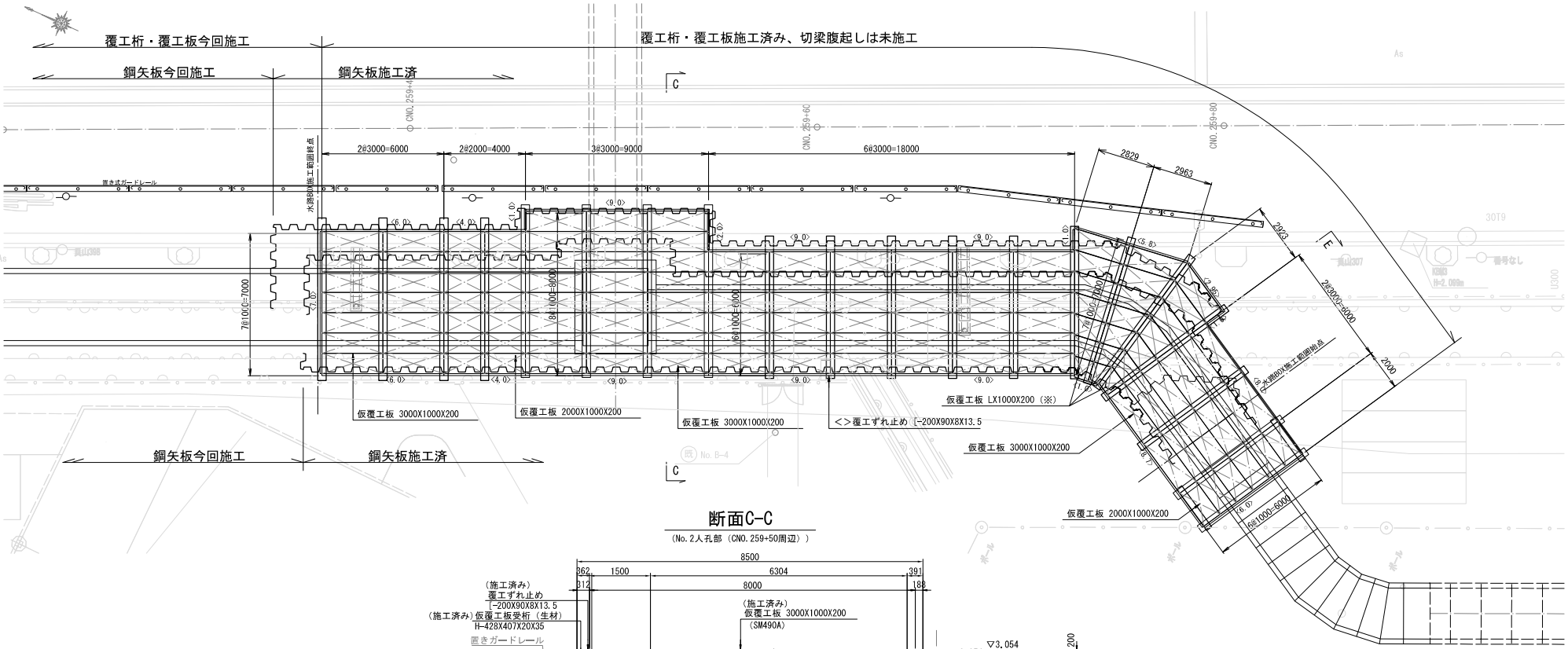
舗装

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R1道路257号関戸橋他橋梁補修工事
図面名	引継資機材図
縮尺	1:500　図面番号　5 / 7
作成日	令和 8 年 1 月 日
設計会社	株式会社 建設技術研究所
工事事務所	国土交通省 横浜国道事務所

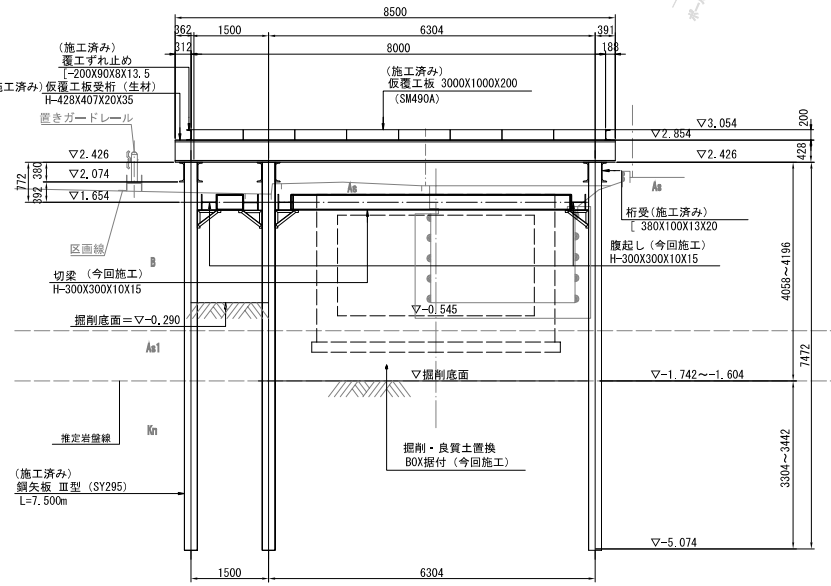
現況仮締切工詳細図 S=1:100

現況平面図（施工済）



断面C-C

（No.2人孔部（CN0.259+50周辺））



（注記）
1. 特記無き部材の材質はSM490Aを示す。
2. （※）のしは標準品を加工して製作すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

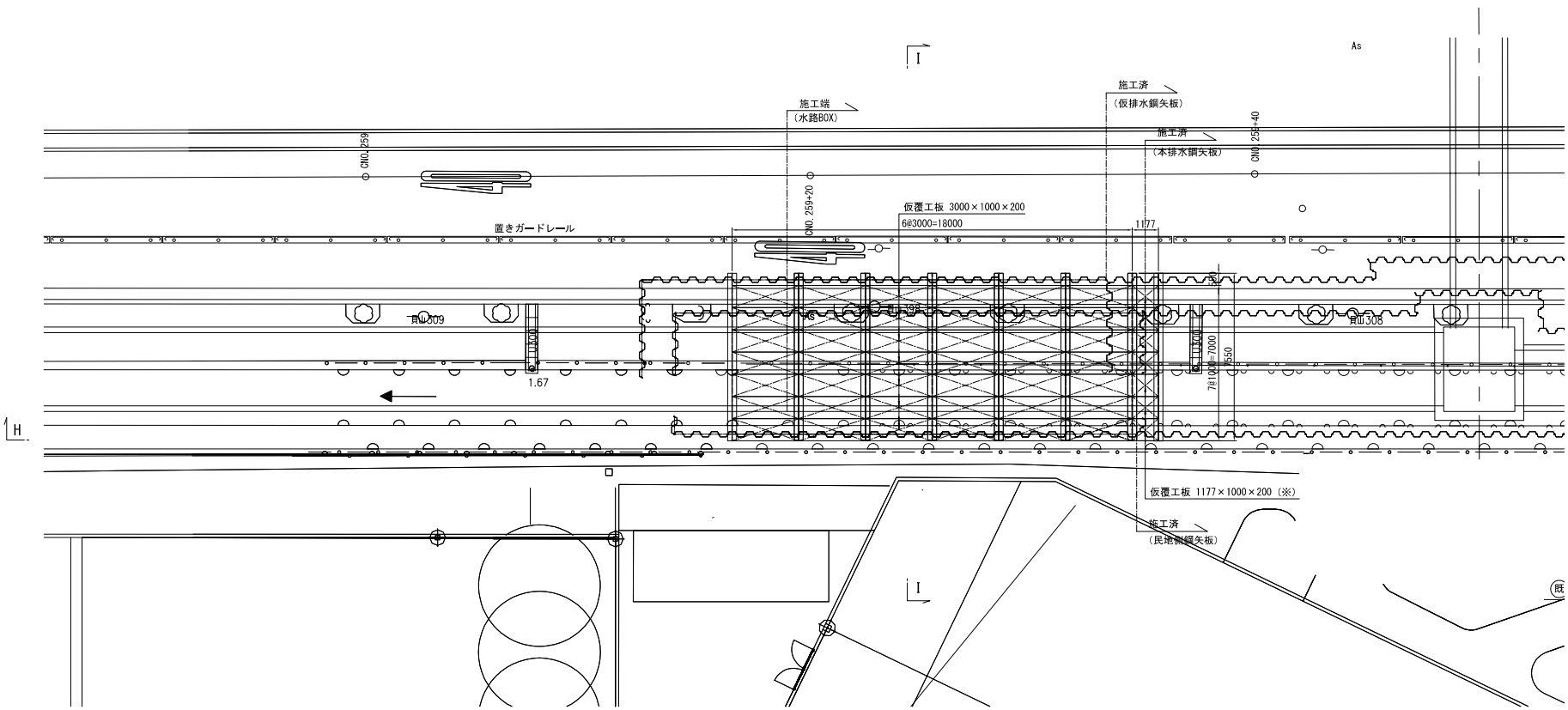
工事名	R7国道357号東京湾岸道路富島地区改良その1工事
図面名	現況仮締切工詳細図
縮尺	1:100
図面番号	16 / 17
年月日	令和 8 年 4 月 日
設計会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

数量総括表

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	摘要
道路改良					式	1	
	ｶﾙﾊﾞｰﾄ工				式	1	
		作業土工			式	1	
			床掘り(1)	土砂 A領域	式	1	
			床掘り(2)	土砂 B領域	式	1	
			埋戻し【改良土置換え】(1)	RC-40 W1＜1.0m	式	1	
			埋戻し【改良土置換え】(2)	RC-40 1.0≦W＜4.0m	式	1	
			埋戻し【改良土置換え】(3)	RC-40 W≧4.0m	式	1	
			基面整正		式	1	
		残土処理工			式	1	
			積込（ﾙｰｽﾞ）【現場】	土砂 土量50,000m3未満	式	1	
			土砂等運搬【現場～東洋埠頭】	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1	
			残土等処分	汚染土	式	1	
		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工			式	1	
			ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ（1）	内幅 2.5m 内高 1.7m	m	28	
			ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ（2）	内幅 3.3m 内高 1.7m	m	29	
			ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)(高炉)	m3	16	
	排水構造物工				式	1	
		管渠工			式	1	
			管渠	VU管 Φ600	m	2	
			ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ据付	φ500 VU管据付含む 再利用	基	1	
		集水桝・ﾏﾝﾎｰﾙ工			式	1	
			特殊ﾏﾝﾎｰﾙ	No.2人孔 24-12-25(20)(高炉) T-25	箇所	1	
			ｲﾝﾊﾞｰﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(20)(高炉)	m3	2	
	構造物撤去工				式	1	
		排水構造物撤去工			式	1	
			側溝撤去		m	21	
			ﾌﾗｯﾌﾟｹﾞｰﾄ撤去	φ500 VU管撤去含む 再利用	基	1	
		運搬処理工			式	1	
			殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	式	1	
			殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	式	1	
	仮設工				式	1	
		路面覆工			式	1	
			覆工板・覆工板受桁（1）	SS400 設置	m2	134	
			覆工板・覆工板受桁（2）	SS400 賃料	m2	193	
			覆工板・覆工板受桁（3）	SS400 賃料	m2	142	
		土留・仮締切工			式	1	
			鋼矢板（1）	III型 平均鋼矢板長さ 8m 鋼矢板打込長 7.5m 平均鋼矢板引抜長 7.5m	式	1	
			鋼矢板（2）	III型 平均鋼矢板長さ 7.5m 鋼矢板打込長 0m 平均鋼矢板引抜長 7m	式	1	
			鋼矢板（3）	III型 平均鋼矢板長さ7.5m 賃料	式	1	
			切梁・腹起し		式	1	
		作業ﾔｰﾄﾞ整備工			式	1	
			敷鉄板（1）	22×1524×6096(mm)撤去	式	1	
			敷鉄板（2）	22×1524×3048(mm)撤去	式	1	
			敷鉄板（3）	22×1524×6096(mm)賃料	式	1	
			敷鉄板（4）	22×1524×3048(mm)賃料	式	1	
		交通管理工			式	1	
			交通誘導警備員	B	式	1	

工事名	R7国道357号東京湾岸道路区島地区改良その1工事
図面名	数量総括表
縮尺	-
図面番号	17 / 17
年月日	令和 8 年 4 月 日
設計会社名	-
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

仮締切工詳細図(1) 仮覆工板平面図



設計条件

仮設工種	切梁式鋼矢板
鋼矢板	Ⅲ型
鋼矢板長	L=8.000m
地表面上載荷重	10.00kN/m^2
打設方法	油圧式圧入工法 (N値100以上対応)

(注記)

1.特記無き部材の材質はSM490Aを示す。

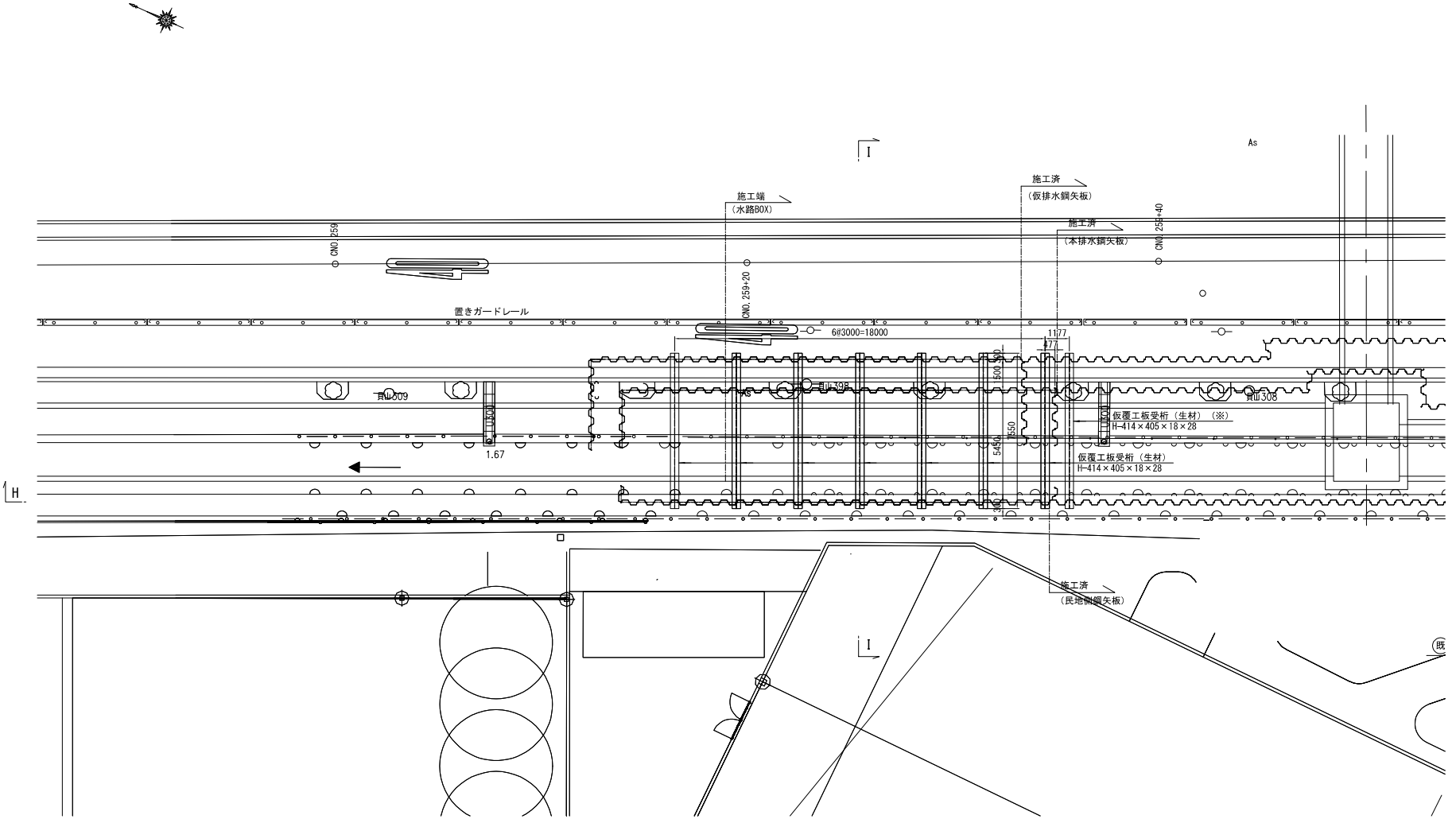
2.(※)の仮覆工板は施工済範囲の箇所の最新状況を確認の上、必要に応じて設置すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

工事名	R7国道357号東京湾岸道路富島地区改良その1工事
図面名	仮締切工詳細図(1) 仮覆工板平面図
縮尺	1:100
図面番号	参の1
年月日	令和８年４月　日
設計会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

仮締切工詳細図(2) 仮覆工板受桁配置平面図



（注記）

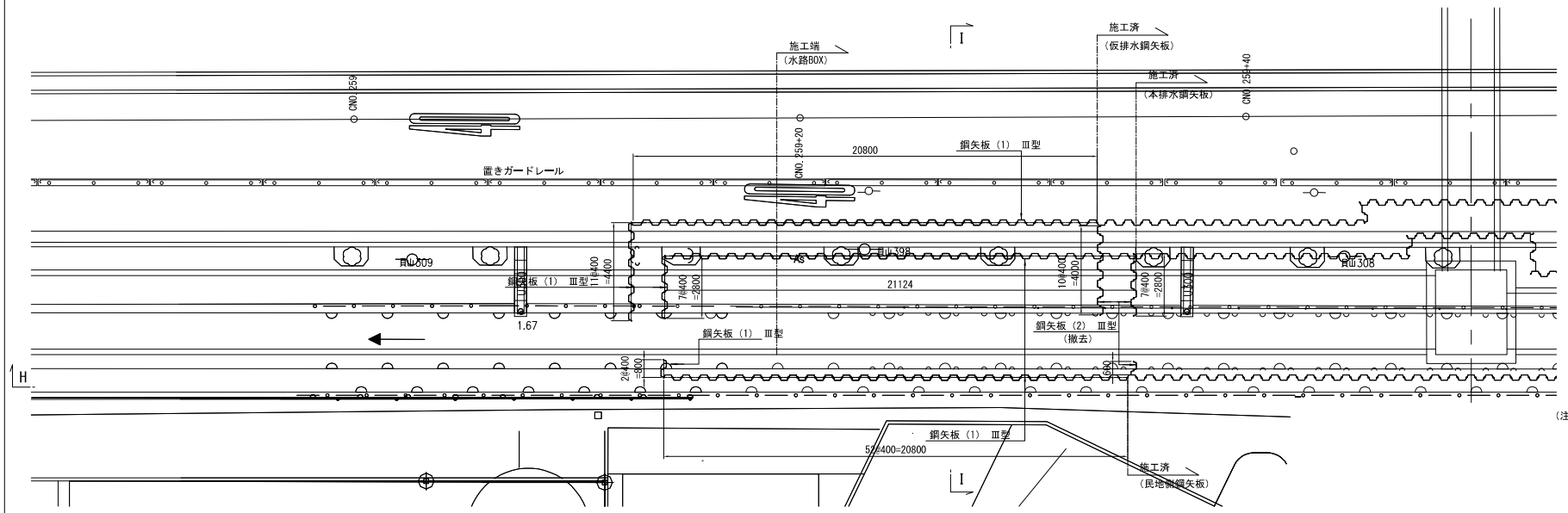
1. 特記無き部材の材質はSS400を示す。
2. （※）の仮覆工板受桁は施工済範囲の箇所の最新状況を確認の上、必要に応じて設置すること。

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

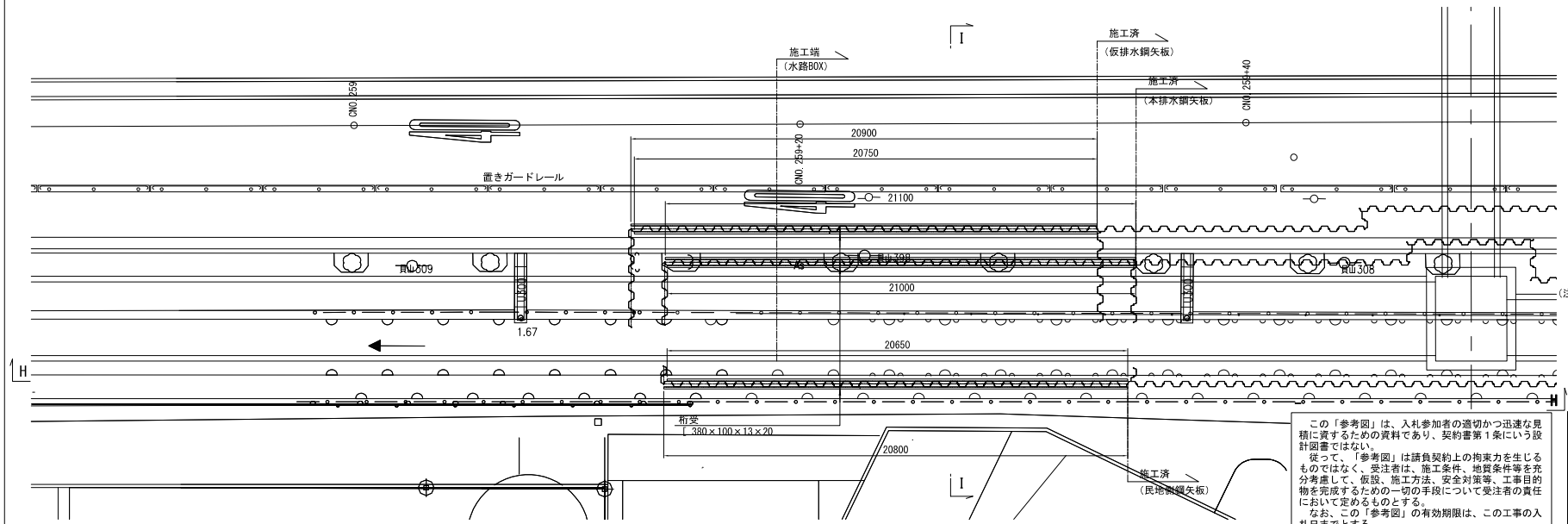
工事名	R7国道357号東京湾岸道路富島地区改良その1工事
図面名	仮締切工詳細図(2) 仮覆工板受桁配置平面図
縮尺	1:100
図面番号	参の2
年月日	令和８年４月　日
設計会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

仮締切工詳細図(3) 鋼矢板配置平面図



(注記)
1. 特記無き部材の材質はSY295を示す。
2. 特記無き部材はリース材を示す。
3. 鋼矢板の形状および配置は施工前に最新状況を確認の上、必要な計算を実施して決定すること。

桁受配置平面図



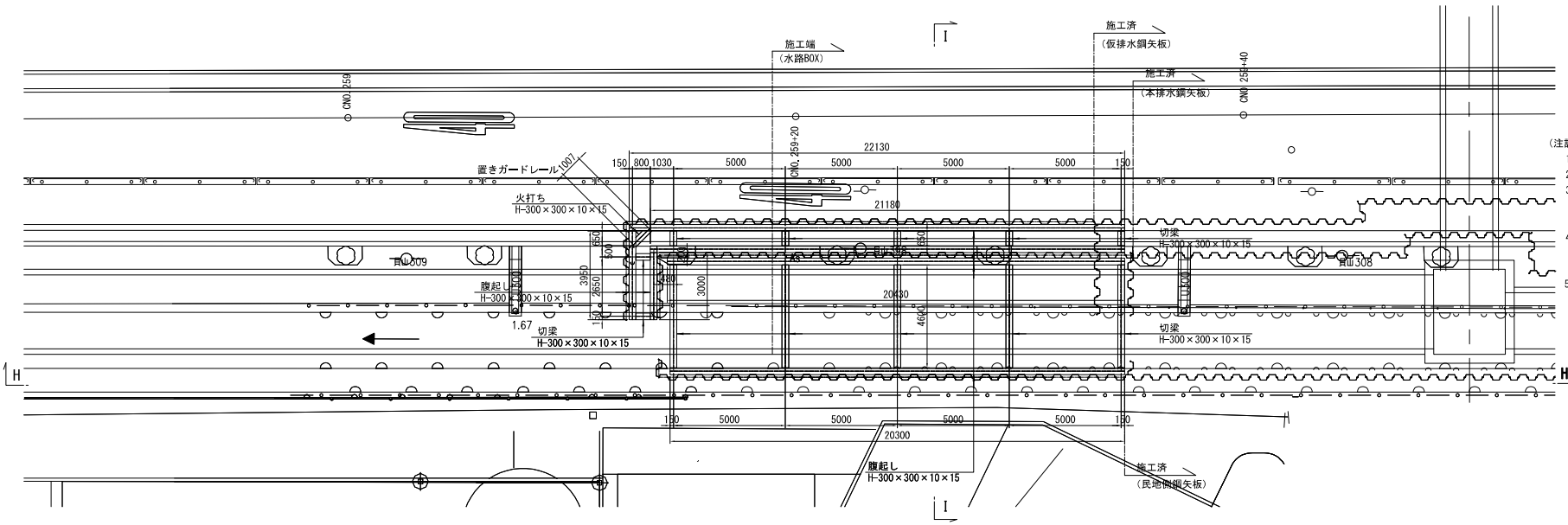
(注記)
1. 特記無き部材の材質はSS400を示す。
2. 特記無き部材はリース材を示す。
3. 桁受の形状、配置、添接位置および部材長は施工前に最新状況を確認の上、必要な計算を実施して決定すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

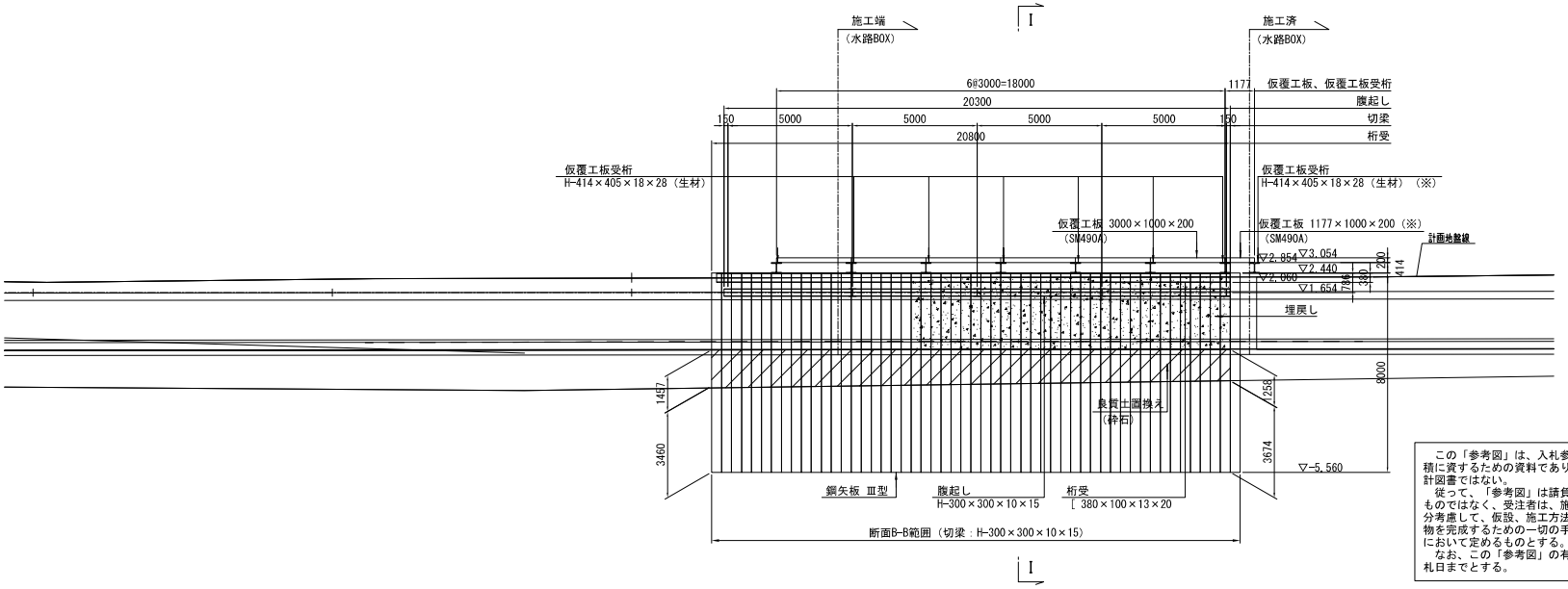
工事名	R7国道357号東京湾岸道路富島地区改良その1工事
図面名	仮締切工詳細図(3) 鋼矢板配置平面図
縮尺	1:100
図面番号	参の3
年月日	令和8年4月 日
設計会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

仮締切工詳細図(4) 支保工配置平面図１ S=1:100



（注記）
1. 特記無き部材の材質はSS400を示す。
2. 特記無き部材はリース材を示す。
3. 腹起しの形状、配置、添接位置および部材長は施工前に最新状況を確認の上、必要な計算を実施して決定すること。
4. 切梁の形状、配置、添接位置および部材長は施工前に最新状況を確認の上、必要な計算を実施して決定すること。
5. 火打ちの形状および配置は施工前に最新状況を確認の上、必要な計算を実施して決定すること。

側面図（断面H-H）



（注記）
1. 特記無き部材の材質はSS400を示す。
2. 特記無き部材はリース材を示す。
3. 桁受の形状、配置、添接位置および部材長は施工前に最新状況を確認の上、必要な計算を実施して決定すること。
4. 支保工の形状、配置、添接位置および部材長は施工前に最新状況を確認の上、必要な計算を実施して決定すること。
5. 鋼矢板の形状および配置は施工前に最新状況を確認の上、必要な計算を実施して決定すること。
6. （※）の仮覆工板および仮覆工板受桁は施工済範囲の箇所の最新状況を確認の上、必要に応じて設置すること。

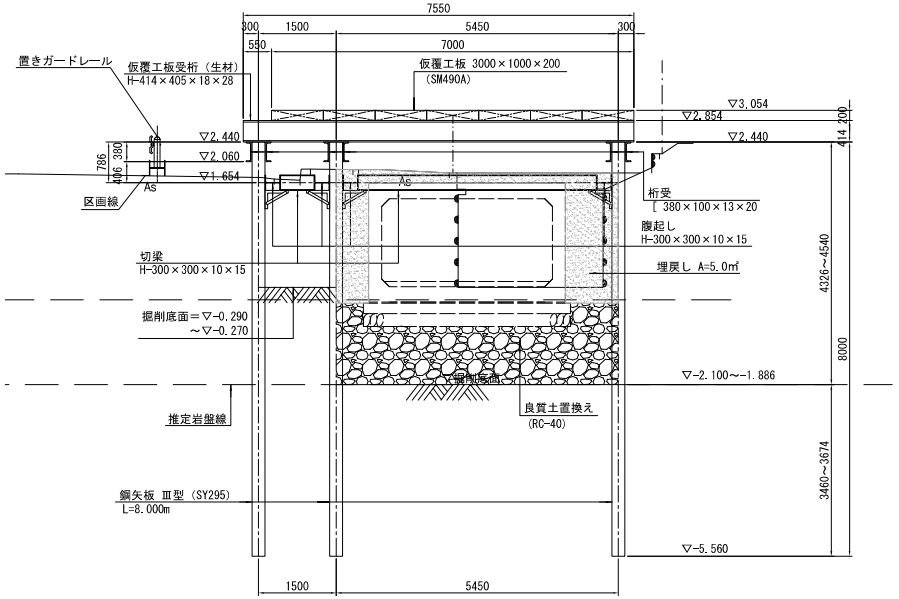
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

工事名	R7国道357号東京湾岸道路富島地区改良その1工事
図面名	仮締切工詳細図(4) 支保工配置平面図１
縮尺	1:100
図面番号	参の4
年月日	令和８年４月　日
設計会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

仮締切工詳細図(5) 断面図１

断面Ⅰ-Ⅰ



（注記）

1. 特記無き部材の材質はSS400を示す。
2. 特記無き部材はリース材を示す。
3. 仮排水部の掘削底面は測量横断図の既設柵渠の敷高を示す。実際の施工時には上下流の敷高を測量し、流下能力を有する敷高を計算して掘削底面を決定すること。
4. 桁受の形状、配置、添接位置および部材長は施工前に最新状況を確認の上、必要な計算を実施して決定すること。
5. 支保工の形状、配置、添接位置および部材長は施工前に最新状況を確認の上、必要な計算を実施して決定すること。
6. 鋼矢板の形状および配置は施工前に最新状況を確認の上、必要な計算を実施して決定すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

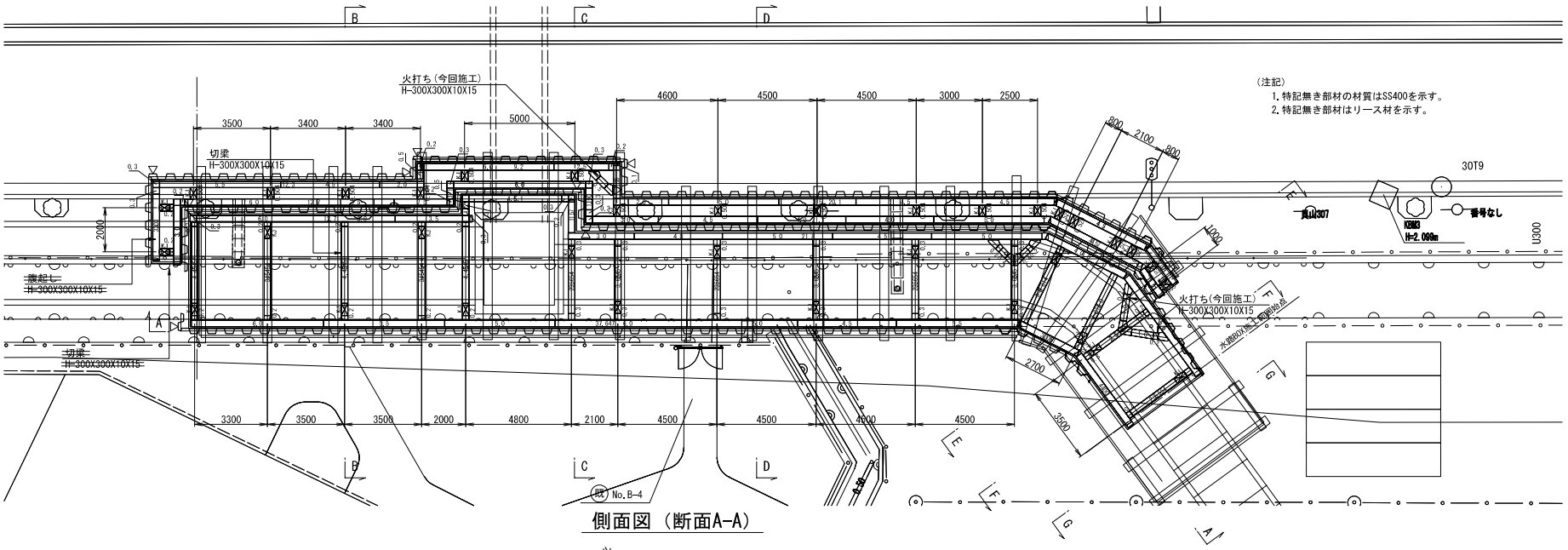
この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

工事名	R7国道３５７号東京湾岸道路富島地区改良その１工事		
図面名	仮締切工詳細図(5) 断面図１		
縮尺	1:50	図面番号	参の5
年月日	令和８年４月　日		
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所		

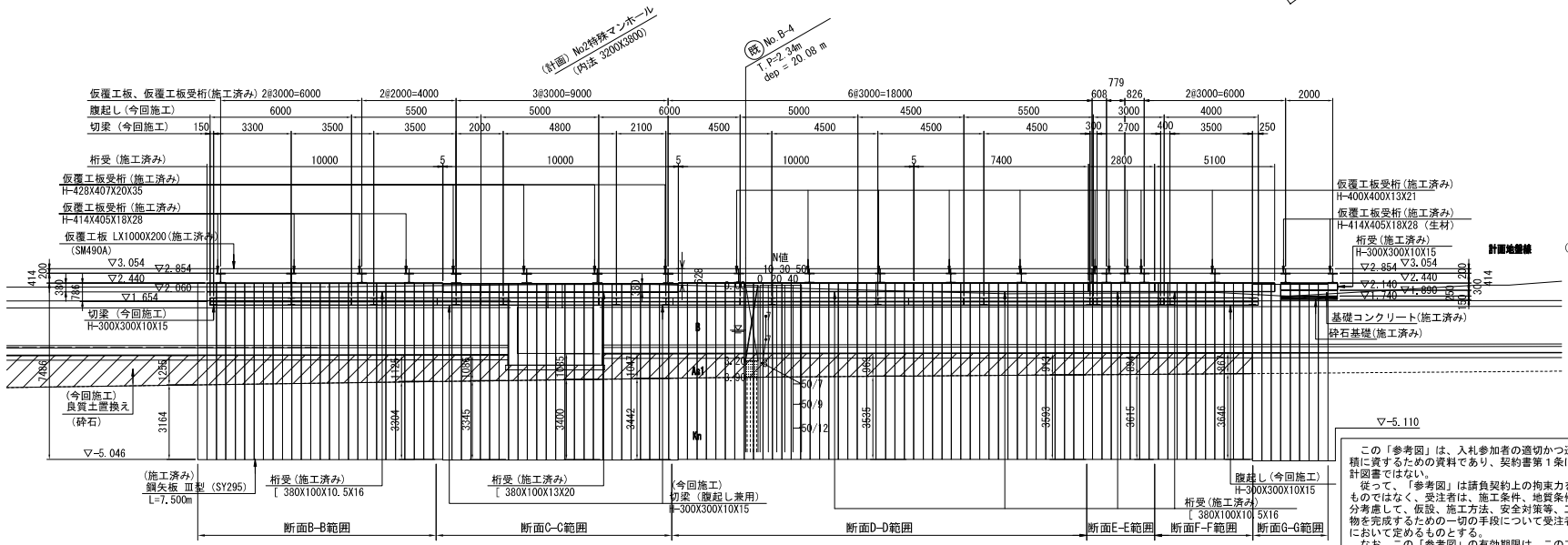
仮締切工詳細図(6) 支保工配置平面図２ S=1:100

(1次施工：切梁腹起しを設置して底部良質土置換え位置まで掘削)

(支保工 今回施工)



側面図（断面A-A）



この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

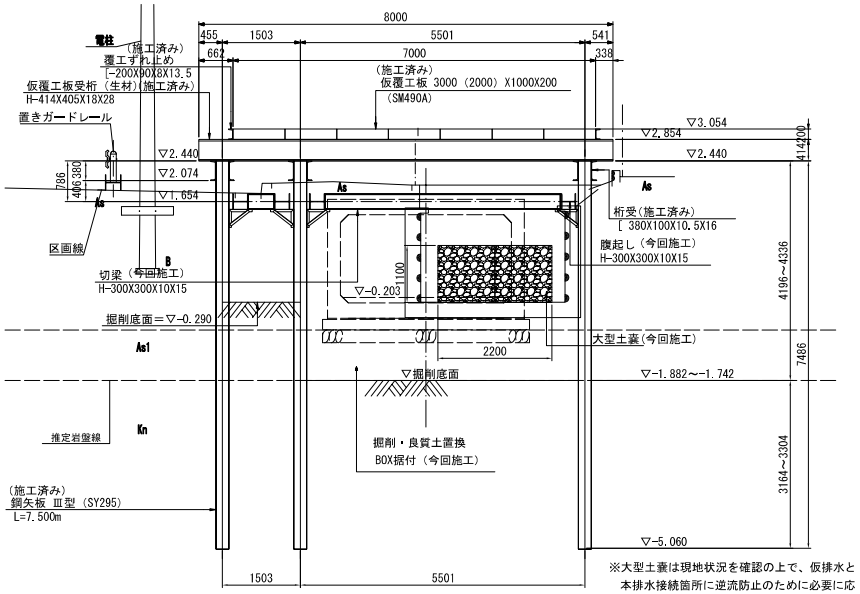
工事名	R7国道３５７号東京湾岸道路富島地区改良その１工事
図面名	仮締切工詳細図(6) 支保工配置平面図２
縮尺	1:100
図面番号	参 の 6
年月日	令和 8 年 4 月 日
設計会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所

仮締切工詳細図(7) 断面図２ S=1:50

（1次施工：切梁腹起しを設置して底部良質土置換え位置まで掘削）

断面B-B

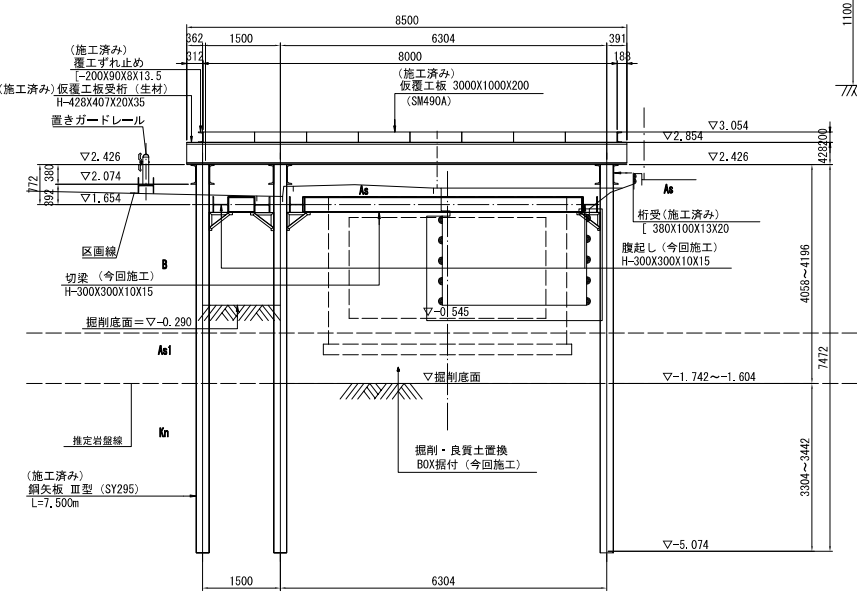
（No.2人孔下流部（CN0.259+40周辺））



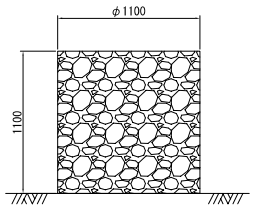
※大型土嚢は現地状況を確認の上で、仮排水と本排水接続箇所に逆流防止のために必要に応じて設置、撤去すること。

断面C-C

（No.2人孔部（CN0.259+50周辺））

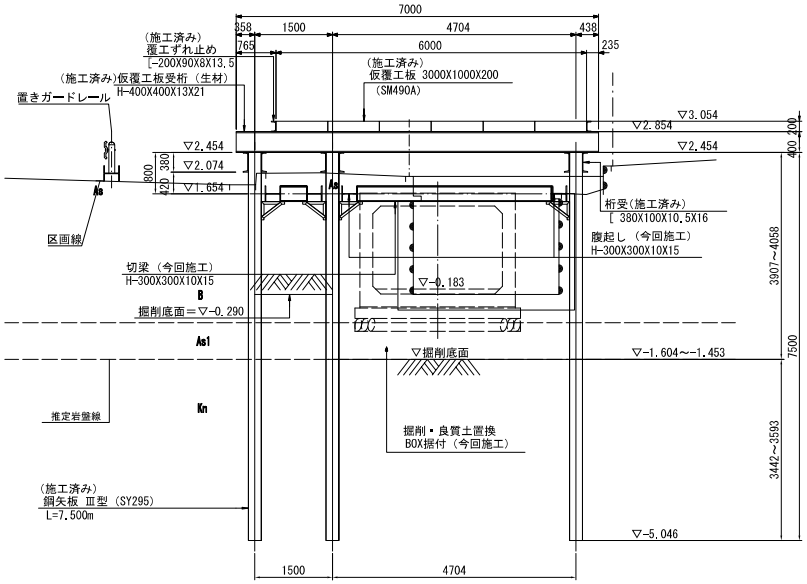


大型土嚢 S=1:20



断面D-D

（No.2人孔上流直線部（CN0.259+60周辺））



数 量 表　　100個当り

名　称	規 格・寸 法	単位	数 量	摘 要
耐候性大型土嚢	φ1100×1100	袋	100.0	
土砂充填		m^3	104.5	

（注記）

1. 特記無き部材の材質はSS400を示す。
2. 特記無き部材はリース材を示す。
3. 仮排水部の掘削底面は測量横断図の既設柵渠の敷高を示す。実際の施工時には上下流の敷高を測量し、流下能力を有する敷高を計算して掘削底面を決定すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

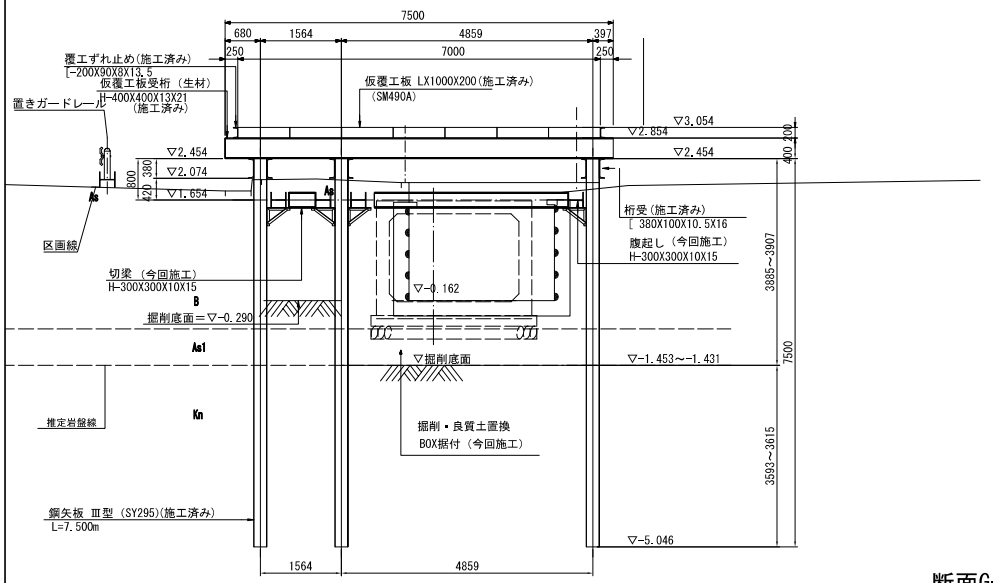
工事名	R7国道357号東京湾岸道路富岡地区改良その1工事
図面名	仮締切工詳細図(7) 断面図２
縮尺	1:100　図面番号　参 の 7
年月日	令和 8 年 4 月 日
設計会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所

仮締切工詳細図(8) 断面図３ S=1:50

（1次施工：切梁腹起しを設置して底部良質土置換え位置まで掘削）

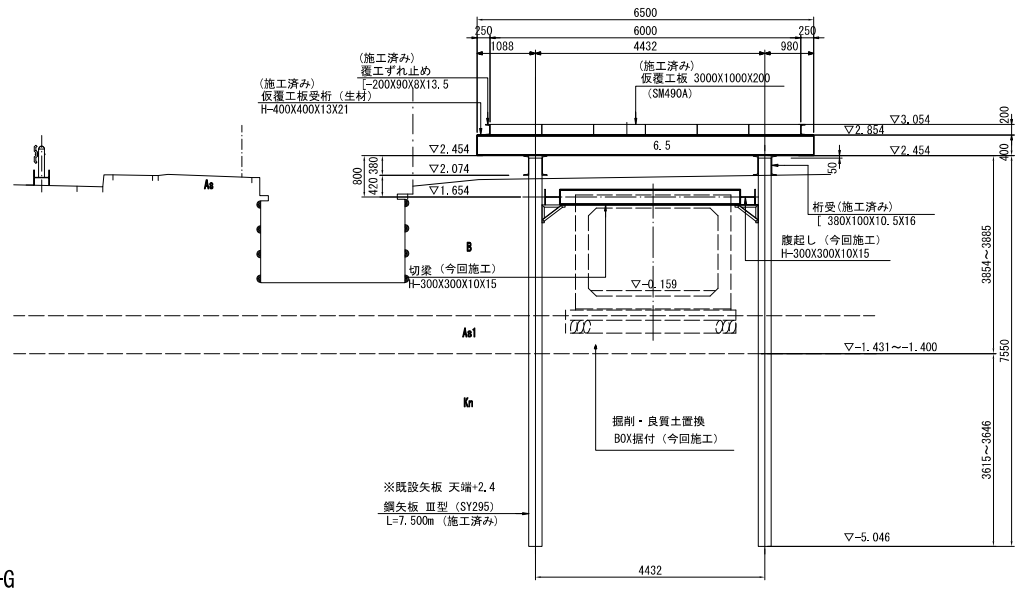
断面E-E

（No.2人孔上流湾曲部（CNO.259+75周辺））



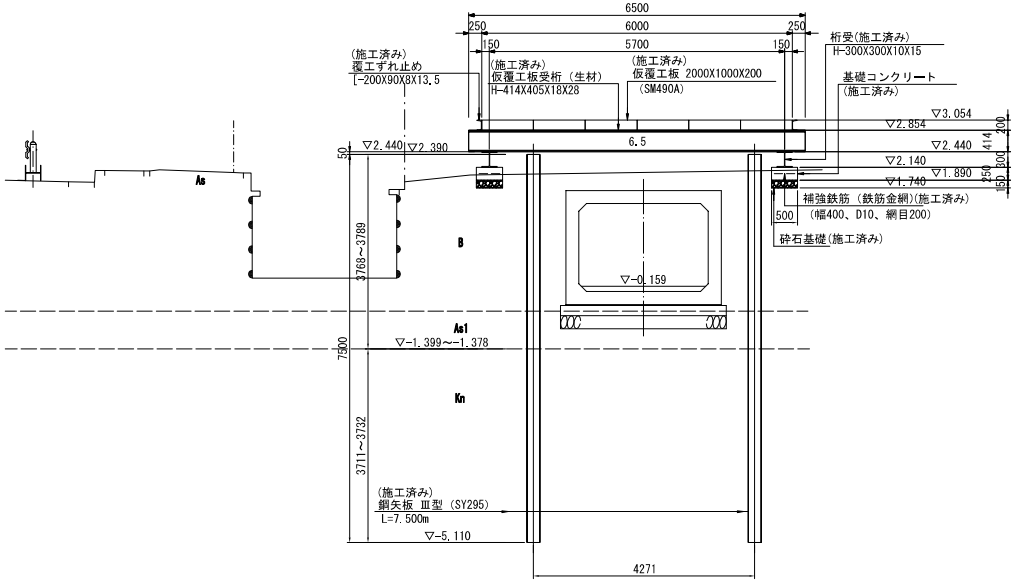
断面F-F

（No.2人孔下流端部（CNO.259+80周辺））



断面G-G

（No.2人孔下流端RC基礎部（CNO.259+80周辺））



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第１条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

工事名	R7国道３５７号東京湾岸道路扇島地区改良その１工事
図面名	仮締切工詳細図(8) 断面図３
縮尺	1:100
図面番号	参の8
年月日	令和８年４月　日
設計会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所